

# 令和8年三重県議会定例会

## 教育警察常任委員会

### I 議案補充説明

1	議案第35号	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	1
2	議案第36号	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	3
3	議案第44号	工事請負契約について (松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事)	4
4	議案第50号	特定事業契約の変更について	7
5	議案第71号	工事請負契約の変更について (盲学校・聾学校建築工事)	10
6	議案第72号	工事請負契約の変更について (盲学校・聾学校電気設備工事)	11
7	議案第73号	工事請負契約の変更について (盲学校・聾学校機械設備工事)	12

### II 所管事項説明

1	県立高等学校の活性化について	13
2	県立高等学校生徒募集定員の策定について	16
3	擁壁等の点検について	21
4	教職員の人材確保について	24
5	公立学校における盗撮防止に向けた対策について	31
6	わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果および今後の対応について	35
7	三重県立学校の教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」(案)について	41
8	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく三重県教育委員会特定事業主行動計画」(案)について	44
9	ネクストハイスクール構想に基づく取組について	46
10	特別支援学校の整備について	48
11	SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散への対応について	50

12	三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針 (素案) について……………	52
13	令和6年度包括外部監査結果に対する対応結果について……………	61
14	三重県総合教育会議の開催状況について……………	77
15	審議会等の審議状況について……………	80

別冊1	「県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について 答申」	
別冊2	「三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)」	
別冊3	「三重県教育委員会特定事業主行動計画女性活躍推進アクションプラン (第三期)(案)」	
別冊4	「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針 (素案)」	

令和8年3月13日

教育委員会

## I 議案補充説明

### 1 議案第35号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

令和8年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 令和8年度の児童生徒数及び学級数（予算時の見込数）

令和7年度に比べ、児童生徒数約4,157人の減、学級数47学級の減となる見込みです。

##### ① 児童生徒数 (人)

	令和7年度	令和8年度	増減
小学校	81,057	78,405	△2,652
中学校	43,303	42,325	△978
中学校（県立）	30	73	+43
高等学校（収容定員）	34,400	33,760	△640
特別支援学校	1,940	2,010	+70
計	160,730	156,573	△4,157

##### ② 学級数 (学級)

		令和7年度	令和8年度	増減
小学校	普通学級	3,151	3,040	△111
	特別支援学級	983	1,008	+25
中学校	普通学級	1,255	1,285	+30
	特別支援学級	415	430	+15
中学校（県立）		4	6	+2
高等学校		859	843	△16
特別支援学校		500	508	+8
計		7,167	7,120	△47

## (2) 教職員定数（条例定数）の内訳

教職員の定数は、国で定める定数（法定数）と県単独措置による定数（県単定数）からなっています。

法定数については、令和7年度に比べ、小学校では特別支援学級は増加したものの、全体的には児童数の減少による普通学級数減、統廃合による教員数減により110人の減、中学校では特別支援学級が増加したことに加え、国定数改善（中1における35人学級）による普通学級数の増加により32人の増となりました。高等学校では生徒数の減少により、14人の減、特別支援学校では児童生徒数の増加により13人の増となりました。また、「みえ四葉ヶ咲中学校」の法定数が4人の増となり、県全体では75人の減となります。

また、県単定数については、令和7年度に比べ、小中学校においては、外部人材の増加にともない2人の減となります。県立学校においては、高等学校では4人の減、特別支援学校は1人の減となります。また、「みえ四葉ヶ咲中学校」の県単定数が3人の減となり、県全体では昨年度と比べ10人の減となります。

以上のことから、令和8年度の本県の教職員の定数は、令和7年度に比べ、85人の減で、合計14,762人となります。

### 〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	令和8年度			令和7年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,538	48	6,586	6,648	50	6,698	△110	△2	△112
中学校	3,676	63	3,739	3,644	63	3,707	32	±0	32
中学校（県立）	17	0	17	13	3	16	4	△3	1
高等学校	2,974	119	3,093	2,988	123	3,111	△14	△4	△18
特別支援学校	1,291	36	1,327	1,278	37	1,315	13	△1	12
合 計	14,496	266	14,762	14,571	276	14,847	△75	△10	△85

## 3 施行期日

令和8年4月1日

## 2 議案第36号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

県立高等学校の授業料を猶予することができる規定を整備するとともに、三重県立南伊勢高等学校の位置を変更し、同校度会分校に係る規定を削除するものです。

### 2 改正内容

#### (1) 授業料の納付制度に係る条例改正について

いわゆる「高校授業料の無償化」に対応するため、高等学校等就学支援金等の申請手続きに必要な期間について、教育委員会規則の定めるところにより、校長が授業料の納付を猶予できる旨の規定を設けます。

その他、授業料の納付時期に係る所要の改正を行います。

#### (2) 南伊勢高等学校南勢校舎の廃止に伴う条例改正について

校舎制の高等学校である南伊勢高等学校の2校舎のうち、現3年生の卒業により在校生が不在となる南勢校舎が令和7年度末をもって閉校となり、度会校舎のみとなることに伴い条例の一部を改正します。

条例上は、南伊勢高等学校（いわゆる本校）の位置を「度会郡南伊勢町」から「度会郡度会町」に変更し、「度会分校」に係る規定を削ることになります。

また、附則として、度会分校に在籍している生徒の学籍を南伊勢高等学校（本校）に移す規定を設けます。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 3 議案第44号

#### 工事請負契約について（松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事）

議案 第44号 工事請負契約について				
工事名	松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事			
施工場所	松阪市久保町 1846-195 ほか			
契約金額	1,357,400,000 円(消費税等含む)			
請負者 住所氏名	松阪市中央町306番地1号 北村組・丸亀産業特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社北村組 取締役社長 北村 浩文			
契約工期	議決日から令和9年12月23日まで			
<u>工事の概要</u> 建築工事 新館棟 RC造 3階建 延べ面積 3,132.00 m <sup>2</sup> (新築) 渡り廊下 RC造 2階建 延べ面積 81.48 m <sup>2</sup> (新築) カーポート S造 平屋建 延べ面積 40.52 m <sup>2</sup> (新築) バス乗降場 S造 平屋建 建築面積 96.00 m <sup>2</sup> (新築) 本館棟 RC造一部S造 3階建 延べ面積 6,029.19 m <sup>2</sup> (増築、内部改修) 上記に係る建築工事一式				
契約方法	一般競争入札			
入札状況	年月日	令和7年11月25日	評価値 0.97648	
	業者数	1	価格	最低 1,357,400,000 円(消費税等含む) 1,234,000,000 円(消費税等抜き)
				最高 1,357,400,000 円(消費税等含む) 1,234,000,000 円(消費税等抜き)
回数	1	予定価格	1,374,470,900 円(消費税等含む) 1,249,519,000 円(消費税等抜き)	

## 入札結果調書（総合評価 除算方式）

入札年月日                    令和7年11月25日

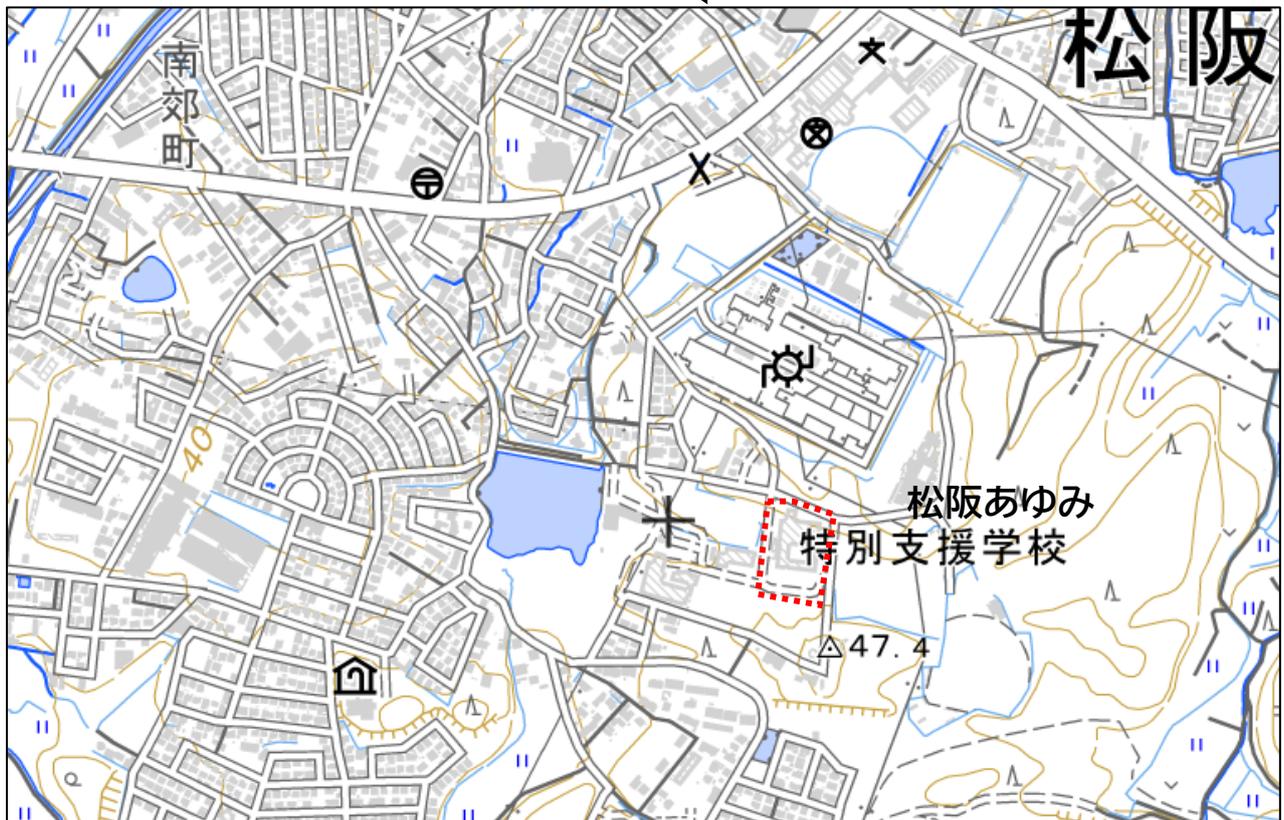
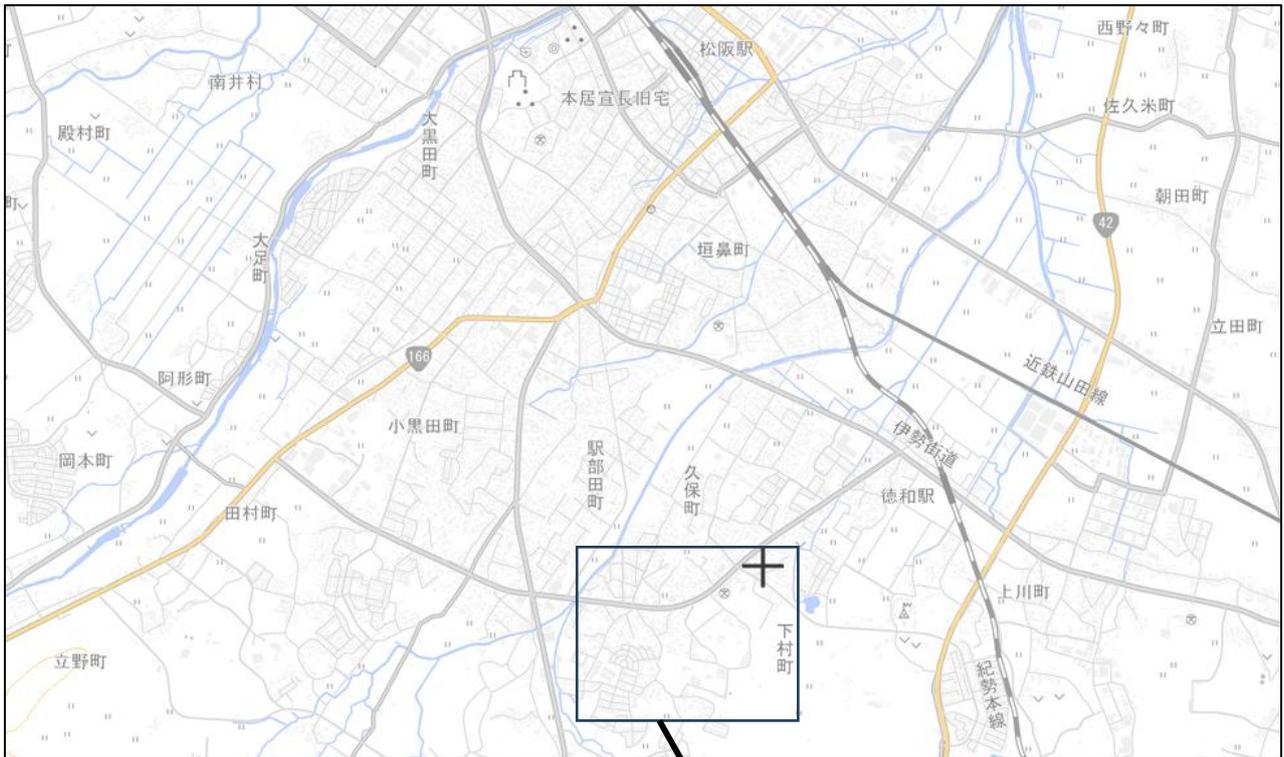
工事番号                      202517016050703478

工事名                         松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事

施工場所                    松阪市久保町1846-195ほか

入札者		第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	北村組・丸亀産業特定建設工事 共同企業体	1,234,000,000	120.50	0.97648	落札決定
<p>上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。            当入札案件は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式としているため、評価の高さを評価値で示しています。評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた合計点を入札金額（千万円単位）で除した値（小数点第6位切り捨て）です。</p>					

見取図 松阪あゆみ特別支援学校



出典：地理院地図/GSI Maps 国土地理院

## 4 議案第50号 特定事業契約の変更について

### 1 概要

鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）およびダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）（以下「森公園」という。センターと合わせて「両施設」という。）の整備運営に係る令和4年3月24日に締結した民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業契約について、物価変動による両施設の運営・維持管理費の改定を原因とする増額の変更契約を締結するものです。

### 2 変更契約の概要

(1) 事業期間 令和4年3月24日から令和23年3月31日まで

(2) 契約金額 変更前：5,072,954,499円  
変更後：5,086,533,129円（変更増額：13,578,630円）

※消費税及び地方消費税を含む

(3) 内訳

(単位：円[税込])

内訳	変更前	変更増額	変更後
①整備費[起債対象]（センター）	1,973,066,613		1,973,066,613
②整備費[割賦支払金]（センター）	722,821,286		722,821,286
割賦元金[起債対象外]	633,888,216		633,888,216
割賦利息	88,933,070		88,933,070
③運営・維持管理費（センター）	1,431,758,700	5,829,900	1,437,588,600
④運営・維持管理費（公園）	817,848,700	3,508,845	821,357,545
⑤修繕・備品更新費（センター）	127,459,200	4,239,885	131,699,085
合計	5,072,954,499	13,578,630	5,086,533,129

(4) 契約相手方

三重県鈴鹿市矢橋一丁目23番4号  
鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社  
代表取締役 吉川 征通

### 3 改定の内容

「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業 P F I 事業契約書」において、以下のように定義されています。

#### (1) 対象費用および参照指標

対象費用	参照指標
両施設の運営・維持管理費のうち光熱水費	消費者物価指数 (津市 光熱・水道)
センターの運営・維持管理費のうち光熱水費を除く費用	毎月勤労統計賃金指数：三重県(厚生労働省) ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者 30 人以上 宿泊業・飲食サービス業
森公園の運営・維持管理費のうち光熱水費を除く費用	毎月勤労統計賃金指数：三重県(厚生労働省) ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者 30 人以上 調査産業計
センターの修繕・備品更新費	「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「都県別指数(名古屋)：構造別平均 RC」の「設備」

#### (2) 改定根拠

- ・毎年、前回改定年 9 月と前年 9 月の参照指標とを比較して 1.5%を超える変動があった場合に改定します (1.5%を超えない場合は改定しない)。
- ・今回は、令和 6 年 9 月と令和 7 年 9 月の指標を比較して 1.5%を超える変動があったため改定します。

#### (3) 算定方法

別紙のとおり。

## 算定方法

## 1 参照指標の数値及び改定率

令和7年9月の指標を令和6年9月の指標で除した値が1.5%を超える場合、その値から1.5%を除いた値を改定率とする。

	消費者物価 指数	賃金指数 (宿泊業・飲食 サービス業)	賃金指数 (調査産業計)	建築費指数
R6.9 (①) A	114.7	108.7	100.4	129.0
R7.9 (②) B	117.8	110.6	102.4	135.8
②/① C	1.0270	1.0174	1.0199	1.0527
改定判定	あり	あり	あり	あり
改定率(C-0.015)	1.0120	1.0024	1.0049	1.0377

## 2 変更増額金額の算出

改定前の運営・維持管理費に上記1の各改定率を乗じて以下のとおり算定。

(単位：円)

	改定前金額	改定率 b	改定後金額	改定増額分	事業期間合計増額
	年間 a		年間 c(a×b)	年間 d(c-a)	対象期間15年 e(d×15)
センターの運営・維持管理費	84,221,100		84,609,760	388,660	<b>5,829,900</b>
対象費用①	19,430,400	1.0120	19,663,564	233,164	3,497,460
対象費用②	1,632,000	1.0024	1,635,916	3,916	58,740
対象費用③	63,158,700	1.0024	63,310,280	151,580	2,273,700
森公園の運営・維持管理費	45,048,000		45,281,923	233,923	<b>3,508,845</b>
対象費用①	1,857,900	1.0120	1,880,194	22,294	334,410
対象費用②	234,000	1.0049	235,146	1,146	17,190
対象費用③	42,956,100	1.0049	43,166,583	210,483	3,157,245
センターの修繕・備品更新費	7,497,600		7,780,259	282,659	<b>4,239,885</b>
対象費用④	7,497,600	1.0377	7,780,259	282,659	4,239,885
合計	136,766,700		137,671,942	905,242	<b>13,578,630</b>

注1 すべて税込金額。対象期間は令和8年度から令和22年度までの15年間。

注2 対象費用①…光熱水費（課税）

対象費用②…光熱水費以外（非課税） 保険料が対象

対象費用③…光熱水費以外（課税）

対象費用④…修繕・備品更新費







## II 所管事項説明

### 1 県立高等学校の活性化について

少子化の進行は加速しており、県全体の中学校卒業生数は、令和7年3月卒の15,718人を指数100とすると、15年前の平成22年3月卒の18,608人が指数118であるのに対し、15年先の令和22年3月卒は9,112人で指数58となることが見込まれています。

こうした中、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）（以下「計画」という。）に基づき、1学年3学級以下の高校がある県内6地域に活性化協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

また、現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、次期計画の策定に向けた検討を進めています。

#### 1 県立高等学校の学びと配置について

##### （1）各地域の活性化協議会について

活性化協議会を設置している鈴鹿亀山、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀南の6地域のうち、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域については、11月までに協議会としての考え方が取りまとめられました。県教育委員会は、その考え方を参考に、県立高校における教育の充実ならびにその配置および規模の適正化を図るため、次のとおり、当該3地域の県立高校4校を募集停止とすることとしました。

##### ア 募集停止とする高等学校（位置／設置課程／学科）

○石薬師高等学校（鈴鹿市／全日制課程／普通科）

○あけぼの学園高等学校（伊賀市／全日制課程／総合学科）

○南伊勢高等学校度会校舎（度会町／全日制課程／普通科）

※同南勢校舎（南伊勢町／全日制課程／普通科）は令和8年3月をもって閉校

○志摩高等学校（志摩市／全日制課程／普通科）

##### イ 募集停止とする時期

令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から

##### ウ 募集停止に伴い、閉校とする時期

令和12年3月（令和9年度入学者の卒業年月）

##### （2）今後の進め方

現在活性化協議会を設置している6地域に加え、朝明高校（四日市市）が1学年3学級となることから、北勢地域（桑名・四日市地域）にも活性化協議会を設置し、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。松阪地域では、令和11年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について引き続き協議を進め、令和8年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

## 2 次期計画の策定について

### (1) 三重県教育改革推進会議からの答申

現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、次期計画の検討に向けて、専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや配置・規模のあり方について諮問しました。当該諮問については、推進会議に設置された「県立高等学校の在り方調査研究部会」（以下「部会」という。）を中心に議論が行われました。

推進会議における3回の議論と部会における4回の議論を経て、令和8年3月6日、推進会議から教育委員会に答申がありました。

※答申の主な内容は別紙のとおり。

### (2) 今後の進め方

令和8年度には、推進会議からの答申をふまえつつ、国が令和8年2月13日に示した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を勘案しながら、次期計画を策定します。

# 県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について 答申(概要)

別紙

## 1 背景

三重の  
教育

- 三重県教育施策大綱
- 三重県教育ビジョン
- 県立高等学校活性化計画

三重の  
現状

- 中学校卒業生数の減少
- 通信制課程の生徒の増加
- 専門学科の生徒の割合が全国比で大きい
- 卒業後就職する生徒の割合が全国比で大きい
- 人口が県内全域に分散
- 学校施設の老朽化が著しい

## 2 基本的な考え方

生徒ファースト

生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする

生徒が希望する学びを選択できる環境を整える

- ※生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置
- ※それぞれの学校において多様な学びの選択肢を提供

価値観の異なる  
多くの級友と出会える環境にする

## 3 学びの在り方

### (1) 課程

- 異なる課程の学校間連携
- 複数の課程を一つの高校に設置し、課程間を柔軟に行き来する制度の導入

### (2) 学科

- 普通科のコースの充実
- 普通科と専門学科との併設
- 総合学科への改編

### (3) 学校施設

- 共用空間等による学びを支える教育環境の整備
- ※県立高等学校の再編の議論と一体となって進めることが必要

### (4) 地域・企業との連携

- 地域・企業と連携し、社会全体で取組を推進

### (5) 県立高等学校の強みを生かした取組

- ICTを活用した遠隔授業の実施
- 他校で修得した単位の認定等の学校間連携
- 県立高等学校の全ての生徒を対象とした体験型学習等の実施

## 4 配置及び規模の在り方

### 通学条件

通学時間は、できれば60分以内、少なくとも90分以内

### 地域における配置

それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供  
※難しい場合には複数の地域を一つのまとまりとして配置

### 規模の考え方

- 多様な学びの選択肢の提供
  - 多くの級友と出会える環境の提供
  - 学校行事や部活動の充実
- 一定の規模があることが望ましい

### 適正規模

1 学年4学級～8学級  
※大学進学ニーズに応える学校は1 学年6学級以上  
※1 学年4学級以上の配置が難しい地域は、1 学年2学級・3学級

## 5 子どもたちに選ばれる県立高等学校

- スクール・ミッション、スクール・ポリシーの分かりやすい発信
- コミュニティ・スクールの仕組みなどを通じた保護者や地域住民の意見の反映

## 2 県立高等学校生徒募集定員の策定について

### 1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校生徒募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」（以下「部会」という。）が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえ協議することとしています。

なお、募集定員総数が策定された後は、県教育委員会と私立高校それぞれが学校ごとの募集定員を策定しています。

#### 【提言の要点】

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることを見込まれる。

## 【募集定員策定のスケジュール】

### ① 5月中旬：第1回公私協

中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

### ② 5月下旬から6月上旬：第2回公私協

県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

### ③ 6月上旬：教育委員会定例会

第2回公私協での協議をふまえ、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

### ④ 6月中旬から下旬：県議会教育警察常任委員会

県立高校の募集定員総数を報告し、公表します。

### ⑤ 7月上旬：教育委員会定例会

各県立高校の入学定員について審議・決定し、公表します。

※ 各県立高校の入学定員については、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるよう、夏休み前の7月上旬に公表しています。

## 2 令和9年度の県内全日制高校入学見込み人数

県内全日制高校入学見込み人数は、県内中学校卒業見込み人数（①）に、全日制計画進学率（②）と流出入率（③）を乗じて算出しています。

○令和9年度県内全日制高校入学見込み人数の現時点の想定 **参考1**

$$\textcircled{1}15,261 \text{ 人} \times \textcircled{2}87.6\% \times \textcircled{3}98.7\% = 13,195 \text{ 人} (\blacktriangle 297 \text{ 人})$$

### ①令和9年3月の県内中学校卒業見込み人数

- ・毎年5月1日現在の県内中学校に在籍する3年生の生徒数をもとに算出しています。
- ・令和7年5月1日の在籍生徒数から、前年より256人少ない15,261人としていますが、令和8年5月1日の在籍生徒数をもとにあらためて算出します。

### ②全日制計画進学率

- ・来春の中学校卒業者のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合です。
- ・毎年中学校3年生に実施している12月進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合と、実際に全日制高校に進学した実績進学率を用いて、1～3年前の進路希望調査と4、5年前の実績進学率の5か年平均値で算出します。
- ・令和7年12月の進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合は87.2%であり、これを用いて全日制計画進学率を算出すると前年より0.5ポイント低い87.6%となります。

### ③流出入率

- ・全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合です。
- ・県内の公私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を、県内中学校から国公立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間平均値で算出します。
- ・ここでは前年度の策定で用いた割合（98.7%）を使用していますが、令和8年3月卒業生の進路状況や令和8年度の入学者数が確定した後に、あらためて算出します。

### 3 令和8年度募集定員総数 参考2

令和7年5月～6月に開催した公私協では、三重県私学協会より公私協に対し、「私立高校の授業料実質無償化という大きな環境変化のもと、生徒と保護者が私立高校を選択する機会が増えることが想定されるため、令和8年度は、私立高校は募集定員総数を昨年度のまま維持することとし、受験生の動向を見守りたい」との申出書が提出され、公私協で協議を行いました。

協議の結果、「令和8年度募集定員総数については、県立高校と私立高校それぞれが、県内全日制高校入学見込み人数が前年度から265人減少すること、生徒の進路保障や県民の理解を得るなど提言の理念を尊重すること、公私協における議論、無償化の影響などをふまえ、令和7年度の各募集定員総数の範囲内で策定する」こととなりました。

このことを受け、県教育委員会は、令和8年度の県立高校の募集定員総数を、前年度の10,240人に比べ240人少ない10,000人としました。

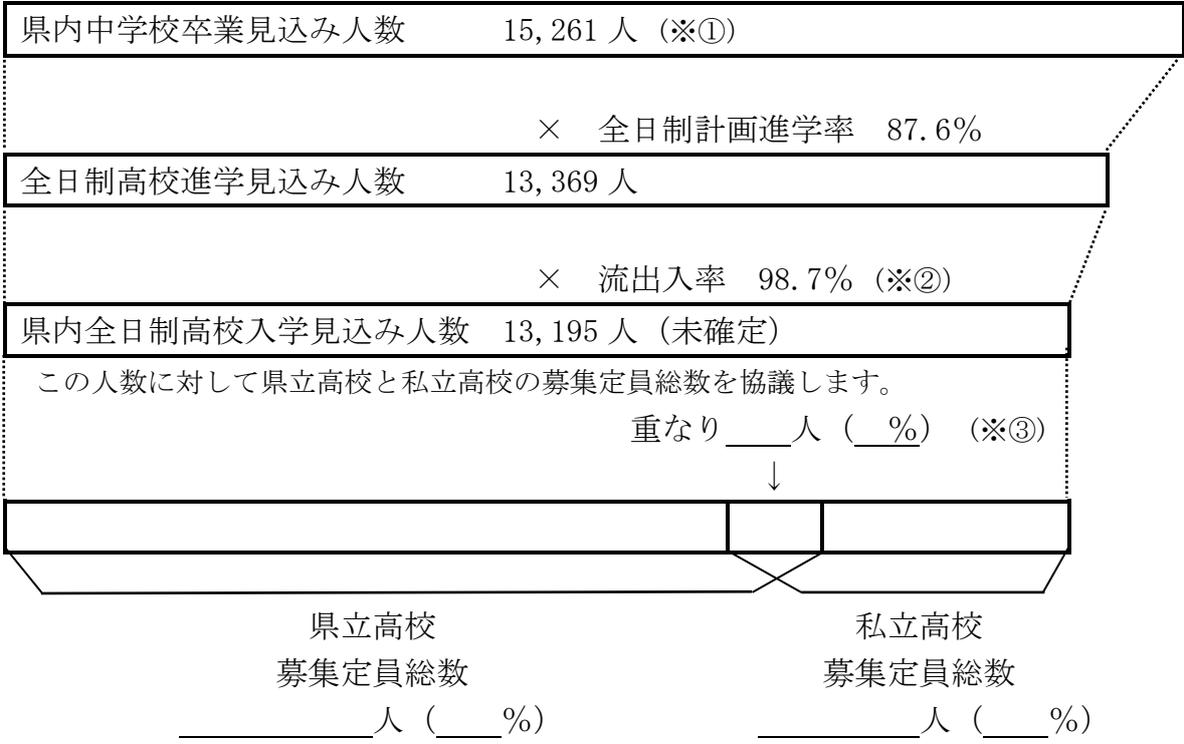
なお、私立高校の募集定員総数については、三重県私学協会から県へ、令和7年度と同数とするとの報告が6月にありました。その後、令和7年度より115人多い3,680人になったとの報告がありました。

### 4 今後の対応

提言が令和9年度までとなっていることから、令和10年度以降の公私比率等について検討を行う部会を設置することとなりました。今後、令和8年3月に第1回部会を開催し、令和8年度中に部会としての考え方をとりまとめる予定です。また、令和9年度募集定員策定の方向性についても部会で協議を行うこととしています。

県教育委員会としては、部会や令和8年度公私協における協議をふまえ、令和9年度募集定員総数を策定します。

令和 9 年度の募集定員総数の策定

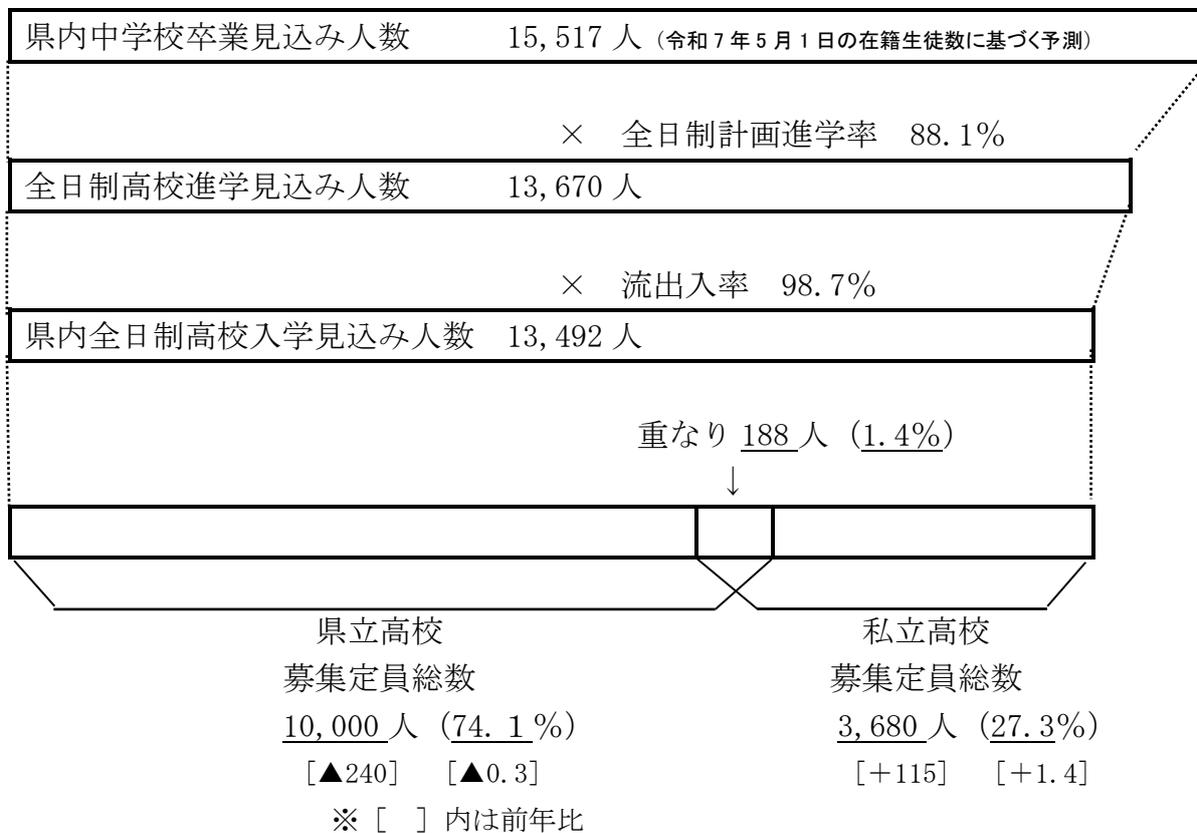


※① 令和 8 年 5 月 1 日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは令和 7 年 5 月 1 日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 令和 8 年度の入学および進学者数が確定した後に算出するため、ここでは前年度の策定で用いた値を使用しています。

※③ 公私合わせた募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。

### 令和 8 年度の募集定員総数の策定



【県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率】

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	10,440	74.6	10,240	74.4	10,000	74.1
私立高校	3,580	25.6	3,565	25.9	3,680	27.3

※ 県内私立高校には、青山高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

### 3 擁壁等の点検について

#### 1 令和6年度 of 取組

桑名北高校敷地内の擁壁崩落をふまえ、全県立学校を対象に法面、擁壁及びびがけ（以下「擁壁等」という。）に関する学校による現状調査を実施しました。

調査対象を「自然災害等で崩れた場合に生徒に被害が及ぶのではないかとと思われる擁壁等」とし、報告があった48校253か所について、「高低差」「生徒の通行頻度」「土砂災害警戒区域等」の3項目でAからDの4つに分類し、重要度AとBに該当する擁壁等を教育委員会事務局職員による実地調査の対象としました。

令和6年度は、まずは重要度Aとした箇所のある学校に対して教育委員会事務局職員による実地調査を行い、排水施設（側溝や水抜き穴等）の現状を把握するとともに、維持管理状況（清掃・草刈り等）を確認し、必要な対策（排水施設の清掃等）を講じました。

#### 【報告があった253か所の分類】

重要度	高低差	生徒の通行頻度	土砂災害警戒区域等	校数	箇所数
A	●	●	●	10	20
B	●	●	—	17	42
C	●	—	—	10	71
D	—	—	—	10	102
対象外	—	—	—	1	18
計				48	253

※校数について、重要度上位から計上し、一度計上した学校はそれ以下では対象としていません。

#### 2 令和7年度 of 取組

##### (1) 実地調査（重要度B 17校）

令和6年度に実施した重要度Aと同様に、重要度Bとした箇所のある学校について、教育委員会事務局職員による実地調査を6月までに実施しました。排水施設（側溝や水抜き穴等）の現状を把握するとともに、維持管理状況（清掃・草刈り等）を確認し、必要な対策（排水施設の清掃等）を講じました。

なお、草刈りについては、重要度にかかわらず、該当の県立学校に対し、適切な時期に計画的に行うよう促しています。

##### (2) 外部点検の実施

重要度A、Bの箇所については、教育委員会事務局職員による実地調査に加え、さらに専門的な視点で擁壁等の劣化・損傷の状況を把握するため、土木設計事業者による外部点検を行いました。

## 1) 点検内容

委託期間：令和7年9月16日～令和8年2月27日

調査対象：26校66か所

※A Bの箇所のうち学校敷地外であった箇所等を除き、Cの箇所のうち生徒の通行頻度が比較的多いと思われる箇所等を追加

委託内容：点検対象となる法面、擁壁及びびがけについて、「防災カルテ作成・運用要領（国土交通省道路局発行）」などに準じて点検を行い、点検結果を報告書として取りまとめる。

### 【報告内容】

- ・要領などに準じて安定度調査を実施し、要対策、防災カルテ対応、対策不要の3つに区分する。
- ・要対策、防災カルテ対応と判断された箇所について、「防災カルテ」を作成する。
  - ※「防災カルテ」には擁壁等ごとに点検で確認された変状の位置や内容、経過観察で着目すべき点などが記載されており、定期的に行う点検についても状態や実施日を記入していく。

## 2) 報告内容

### ① 点検結果

- ・要対策：8校9か所  
(桑名北、四日市南、亀山、松阪、松阪商業、飯南、宇治山田、あけぼの学園)
- ・防災カルテ対応：10校10か所  
(桑名、桑名北、いなべ総合学園、四日市四郷、四日市商業、津西、松阪商業、宇治山田、玉城わかば学園、東紀州くろしお学園(本校))
- ・対応不要：47か所

### ② 今後の対応案

- ・「要対策」とされた箇所は、直ちに崩落の危険がある状態ではありませんが、対策を行うまでは、擁壁クラックの進行がないか経過観察を行うことが必要です。
- ・「要対策」及び「防災カルテ対応」とされた箇所は、経過観察として「防災カルテ」をもとに、年1回、状況に変化がないかを確認することが必要です。また、維持補修として、それぞれの箇所について、個別にクラック等の充填や排水管補修などの対応を進めることが必要です。
- ・維持補修後の対応について、多くは擁壁等ごとに作成する「防災カルテ」をもとに、変状箇所の記録をとり、進行状況の確認を行うこととされましたが、「要対策」のうち2校3か所（桑名北、四日市南）については、「対策検討」とされました。

### 3 今後の取組

#### (1) 「防災カルテ」による経過観察

点検の結果、「要対策」とされた9か所、「防災カルテ対応」とされた10か所の全てについて、「防災カルテ」をもとに、年1回、状況に変化がないかを確認し、経過観察を行っていきます。

#### (2) 維持補修

維持補修の提案があったもののうち、クラック等の充填や排水管の補修など比較的簡単に維持補修の工事等を行うことができるものについては、令和8年度から工事等を行います。

維持補修の工事等が比較的大規模になるものについては、令和8年度から対策のための具体的な工法等の検討を行い、計画的に工事等を行っていきます。

#### (3) 「対策検討」への対応

「要対策」とされた箇所のうち、維持補修後の対応として「対策検討」とされた3か所については、調査や対策工事の具体的な工法の検討などを行い、工法等が決まった箇所から計画的に工事等を行っていきます。

点検結果	箇所数	今後の県の取組		
		点検箇所確認	維持補修工事	対策検討への対応
要対策	9	令和8年度から定期的に防災カルテによる経過観察	比較的簡単な工事 …令和8年度から着手	3箇所 …事前調査、対策工事の工法検討 →計画的に工事を実施
			比較的大規模な工事 …令和8年度から工法検討し順次着手	
防災カルテ対応	10	…状況に変化がないか確認を継続	7箇所 比較的簡単な工事 …令和8年度から着手	
対応不要	47			

## 4 教職員の人材確保について

### 1 現状と課題

#### (1) 現状認識

本県では、令和7年12月1日時点において、33人（小学校11人、中学校10人、高等学校2人、特別支援学校10人）の教員不足が生じています。

#### 【欠員状況】

(単位：人)

	令和6年度			令和7年度		
	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日	9月1日	12月1日
小学校	5	21	17	2	2	11
中学校	6	5	5	2	5	10
高等学校	1	1	3	0	1	2
特別支援学校	0	8	7	7	11	10
計	12	35	32	11	19	33

#### (2) 課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしも必要です。

#### 【教員採用試験の受験者数】

(単位：人)

	R4年度採用	R5年度採用	R6年度採用	R7年度採用	R8年度採用
受験者数	2,457	2,174	2,057	1,843	1,666
採用数	518	511	476	548	580
倍率	4.7倍	4.3倍	4.3倍	3.4倍	2.9倍

※受験者数について、R7年度採用以降は大学3年生を除外

### 2 令和7年度の取組

#### (1) 教員採用試験の受験者数の確保

##### ①教員採用試験の工夫・改善

- ・ 産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に反映 <新規>
- ・ 試験項目の見直し（小学校教諭・特別支援学校教諭の2次試験の「英語リスニング」を廃止）による受験者の負担軽減 <新規>
- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れをとらないよう1次試験を6月に実施

- ・ 学生の受験者確保につながる大学3年生を対象とした特別選考の実施（小学校教諭のみ）
- ・ 講師確保につながる1次試験の全部又は一部免除
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験の対象教科を拡大して実施

<令和7年度実績>

- ・ 大学3年生を対象とした特別選考：受験者数225人（昨年度160人）
- ※ 昨年度の大学3年生を対象とした特別選考合格者の87.2%が本年度の教員採用試験に申込み
- ・ 教員免許状の所有を要件としない（特別免許状の授与を前提とした）工業・看護の採用試験：合格者数3人（看護）

## ② SNS等を活用した情報発信の取組

- ・ パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信
- ・ 県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信

## ③ ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

<令和7年度実績>

- ・ 教職ガイダンス（大学：30校、高等学校：15校）（実施予定を含む）

## （2）教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

### ① 学校における働き方改革の取組

- ・ 全ての公立学校が統一した3項目（「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」）について目標を設定
- ・ 専門人材や地域人材の配置（スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ 各学校において、個別の事情をふまえ、総勤務時間縮減に向けた課題を整理した上で解決するための取組を実践、効果的な取組の他校への水平展開（学校から生徒や保護者へ配付する文書の電子化、オンライン朝礼の実施、水泳授業における外部講師の活用、地域ボランティアによる環境整備等）
- ・ ICTを活用した業務の効率化（生成AIを活用した校務の効率化に関する実践研究等（県立学校23校47人が参加）、採点システムの活用、会議資料等のペーパーレス化、アンケート調査業務の自動化）
- ・ 教育職員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に向けた検討<新規>（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」関係（R7.6.18公布、R8.4.1施行）

- ・ 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などへの対応策として、三重県PTA連合会、三重県高等学校PTA連合会と連携して、カスハラ防止のための啓発ポスターを作成し、県立学校および市町教育委員会に配付
- ・ 外部からの相談や要望への対応を充実させるため、全ての県立学校に電話通話の録音機能を導入
- ・ 中学校における休日の部活動の地域展開等を含む部活動改革
- ・ 学校における働き方改革について、PTAに理解を深めてもらうための取組（三重県PTA連合会に向けた講話（9月10日実施））

**【時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の月平均（4月～12月）人数】**

（単位：人）

	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R7とR1の比較
小学校	1,469 (20.7%)	696 (10.2%)	629 (9.2%)	563 (8.3%)	61.7%減
中学校	1,659 (43.9%)	1,156 (30.4%)	1,049 (27.7%)	945 (24.7%)	43.0%減
県立学校	606 (28.8%)	437 (9.9%)	409 (9.4%)	398 (9.2%)	34.3%減

※（ ）内は校種ごとの全ての教職員に対する割合

**②大学と連携した取組**

- ・ 大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・ 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・ 教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・ 三重大学・皇學館大学の1年次生の現場体験「プレアシスタント」の支援

＜令和7年度実績＞

- ・ 三重大学の教職講座への講師派遣：5講座 7人
- ・ 皇學館大学の教職講座への講師派遣：3講座 4人
- ・ 教育アシスタント事業の参加者数（R8.1月末時点）：76校 のべ260人
- ・ 三重大学・皇學館大学「プレアシスタント」：県内5市の小中学校で受入れ  
(三重大116人、皇學館大15人)

**③県全体で地域の教育課題に対応するための教育人材を育成するプログラムを構築する取組（令和6年度～令和10年度）**

＜三重大大学の取組＞

- ・ 県教育委員会、皇學館大学、鈴鹿大学と連携し、「地域共創教員養成プラットフォーム」を設置
- ・ 外国人児童生徒等への日本語指導やへき地・複式学級等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教員を養成する特別プログラムを構築

- ・ 県内で教員を目指す高校生を対象とした入試「地域教員希望枠」を新設し、合格した学生は特別プログラムを履修
- ・ 特別プログラムは「地域共創教員養成プラットフォーム」の枠組みで運用し、皇學館大学と鈴鹿大学の学生にも参加を呼びかけ

#### ＜県教育委員会の取組＞

- ・ 地域が求める質の高い教員の継続的かつ安定的な養成・確保に向けて、特別プログラムを修了した学生を対象とする教員採用特別選考枠の設置検討

##### ＜令和7年度実績＞

- ・ 高等教育コンソーシアムみえ教員養成連携分科会プラットフォーム作業部会（三重大学、皇學館大学、鈴鹿大学、県教育委員会）：11回開催（実施予定を含む）

### （3）潜在的な教員の掘り起こし

- ・ 転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信 ＜新規＞
- ・ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・ 過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・ 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・ 教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・ 専門性を有する人への臨時免許状の発行

##### ＜令和7年度実績＞

- ・ みえ移住フェア 2025 への出展：3回（名古屋、大阪、東京） 相談 13 件
- ・ 転職フェアへの出展：1回（名古屋） 相談 22 件
- ・ 「みえの未来の先生」相談会の実施：6回（津、熊野、伊賀、四日市、東京、伊勢）  
：参加者数 45 人、講師登録者数 8 人（R8.1月末時点）
- ・ 工業教育に関するオンライン説明会：1回 参加者数 10 人

### （4）メンタルヘルス対策の取組

- ・ 不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・ 教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・ メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・ 職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長2年間）

- ＜令和7年度実績＞（R7.12月末時点）
- ・メンタルヘルスカウンセリング：98件
  - ・職場復帰訓練実施人数：34人
  - ・リワーク支援専門員の派遣：のべ410回

【三重県および全国の精神神経系疾患休職者数】（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
三重県	71 (0.48%)	81 (0.56%)	95 (0.66%)	102 (0.71%)	106 (0.74%)
全国	5,203 (0.57%)	5,897 (0.64%)	6,539 (0.71%)	7,119 (0.77%)	7,087 (0.77%)

※（ ）内は教育職員在職者数に占める精神神経系疾患による休職者数の割合

- ・複雑化・多様化した教育課題への対応の難しさ等により、令和6年度の本県における在職者数に占める精神神経系疾患による休職者数の割合は0.74%。
- ・令和2年度以降、全国平均を下回る傾向。しかしながら、休職者が依然として一定数存在。

### 3 教員のサポート体制の状況

#### (1) 専門人材・地域人材の活用

- ・国の事業も活用しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教頭マネジメント支援員等を配置・派遣
- ・特にニーズが高いスクール・サポート・スタッフについては全校に配置

【主な専門人材・地域人材の予算状況】（単位：千円）

	R6	R7	R8	増減	前年比
スクールカウンセラー	364,311	396,548	411,495	+14,947	+3.8%
スクールソーシャルワーカー	113,083	116,496	121,936	+5,440	+4.7%
部活動指導員	82,322	93,360	107,570	+14,210	+15.2%
スクール・サポート・スタッフ	351,281	391,067	411,334	+20,267	+5.2%
教頭マネジメント支援員	23,467	37,511	51,852	+14,341	+38.2%
学校問題解決支援員	5,023	10,146	10,249	+103	+1.0%

【スクール・サポート・スタッフ活用状況】

	印刷・ 教材準備	教材・ 資料整理	提出物の 受取確認	小テスト 等の採点	行事・式 典の準備	データ 入力作業	電話対応 来客受付	その他
小学校	18.5%	17.0%	9.0%	11.9%	16.3%	11.2%	10.1%	6.0%
中学校	19.0%	17.6%	8.2%	10.9%	16.8%	13.2%	8.7%	5.6%
県立学校	19.3%	22.2%	3.4%	3.4%	13.5%	12.1%	11.6%	14.5%

※ 学校における働き方改革の推進に関する令和6年度調査（県教育委員会）より

## (2) 新規採用教員等への支援

- ・ 若手教員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修において、テーマに沿った協議の時間や疑問を出し合う交流の時間を設定
- ・ 自らの指導に不安や課題を感じている教員を対象に、研修主事による学校訪問等を通じて、教員としての素養や資質・能力の向上を図るフォローアップ研修の実施
- ・ 学習指導や学級経営に不安や悩みがある若手教員に対して、学習指導、学級経営、生徒指導、児童生徒・保護者対応に関する基本的な知識・技能を学ぶスキルアップ研修の実施
- ・ 若手教員が自ら学べるオンデマンド研修用教材の作成<新規>

<令和7年度実績> (R8.1月末時点)

- ・ 初任者交流会：2回 参加者数 15人
- ・ テーマ別ディスカッション（初任者の悉皆研修）：2回
- ・ フォローアップ研修：学習指導コース 全16回 受講者 3人  
生徒指導コース 全16回 受講者 7人
- ・ スキルアップ研修：9回 受講者数 のべ35人
- ・ オンデマンド研修用教材の作成：「生徒指導の意義と方法」等、新規に5種類作成

## 4 今後の対応方針

### (1) 教員人材の確保に向けた取組

- ・ 令和9年度採用選考試験（令和8年度実施）において、大学3年生を対象とした特別選考の対象を全校種教科等へ拡大します。
- ・ さまざまな理由で離職を余儀なくされた元教員の再採用に係る特別選考を実施する予定です。
- ・ 教員が産休・育休を取得する場合に代替講師を確保することが困難となる中、講師不足の解消に向けて、引き続き、一定の産育休者を見込んで採用予定者数に上乗せします。

### (2) 学校における働き方改革の推進による教職の魅力向上

- ・ 本年度策定する「三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教員の業務量の適切な管理と健康確保措置を一層推進します。
- ・ さまざまな機会を捉えて、教員の勤務実態や働き方改革の必要性について理解促進を図ります。
- ・ 令和8年度中にカスハラ防止の県条例「三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）」が制定される予定であることから、この機会を生かした有効な対策を検討します。

- ・学校と児童生徒および保護者に対して、第三者的な立場で専門家が双方の話を聞いて解決策を探り、学校と児童生徒および保護者の信頼関係の再構築を図る「学校問題ADR」を導入します。
- ・教員採用選考試験第1次試験の問題作成について、新たに全国の希望する自治体で構成する「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」に参画し、協議会が選定した事業者の問題作成を委託します。

## 5 公立学校における盗撮防止に向けた対策について

名古屋市等の教員が児童生徒等を盗撮し逮捕された事案を受けて、県教育委員会において、令和7年9月2日に「盗撮防止に向けた対策」をとりまとめました。

### 「盗撮防止に向けた対策」

- 1 教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いについて
  - ・ 教職員が児童生徒を撮影する際に使用する端末、撮影データの取扱いの徹底
- 2 盗撮防止に向けた日常的な環境整備、点検について
  - ・ 日常的に更衣室やトイレ等にカメラ等が設置できないよう環境整備の徹底
  - ・ 更衣室等の点検を学期に1回、年間3回重点的に実施（2学期は、9月16日までに全県立学校で実施済）
- 3 コンプライアンス・ミーティングの実施について
  - ・ 盗撮に係るコンプライアンス・ミーティングの実施（12月までに全県立学校で実施済）
- 4 盗撮等の事案に対する校内体制の整備について
  - ・ 児童生徒が盗撮等の被害を受けた場合に、迅速かつ組織的に対応できる校内体制の整備（9月中に整備済）
- 5 性暴力の未然防止に向けた教育の充実について
  - ・ 「生命（いのち）の安全教育」の推進
  - ・ 「情報モラル教育」の充実
- 6 「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の公立小学校、特別支援学校小学部での実施の検討について
  - ・ 公立小学校、特別支援学校小学部での、今年度の試行実施を検討
- 7 「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の多様化の検討について
  - ・ 児童生徒や保護者がより相談しやすくなるよう、SNSによる相談窓口の設置等を検討

なお、各市町等教育委員会においては、各市町の実情に応じて、盗撮防止対策の取組を進めるよう依頼しました。

### 1 9月以降の盗撮防止に向けた取組

上記対策に基づき、児童生徒が盗撮を含む児童生徒性暴力等の被害者とならないよう、次のとおり取組を進めています。

#### （1）公的デジタルカメラの整備

県立学校では、学校の魅力化・特色化を図るため、児童生徒の活動の様子を写真等に記録し、SNS等を用いて発信している現状があります。原則、私的端末による児童生徒の撮影を禁止したことにより、教育活動や魅力発信の場において支障が出ないように、県立学校に対してデジタルカメラの配備を年度内に完了できるよう進めます。

#### 【12月補正予算】

- ・ 公的デジタルカメラの購入（7,564千円(382台)）

## (2) 盗撮カメラ探知機の導入

令和8年1月27日に全県立学校にトイレや更衣室等の点検の際に活用する「盗撮カメラ探知機」を1台ずつ配布しました。各県立学校で探知機を用いた点検が適切に実施できるよう、各校の生徒指導主事を対象に、警察及び業者による探知機の使用方法の説明会を実施するとともに、探知機のマニュアルを作成しました。各校において探知機を活用した、教室や更衣室、トイレ等の点検を実施しています。

### 【12月補正予算】

- ・盗撮カメラ探知機の購入(2,310千円)
- ・探知方法等にかかる研修の実施(590千円)

## (3) 防犯カメラの設置の検討

防犯カメラ設置の検討にあたっては、特に児童生徒や教職員のプライバシーへの配慮も必要となることから、1月13日から2月13日までの間、県立学校の生徒、保護者及び教職員を対象に、「盗撮防止のための防犯カメラの設置の検討に係る調査」を実施しました。また、1月8日から2月6日までの間、他府県の状況を把握するために「盗撮防止対策にかかる防犯カメラの設置状況」を調査しました。

## (4) 学校におけるハラスメント研修ー児童生徒性暴力等ー

「懲戒処分の指針」や児童生徒性暴力等の定義をふまえた上で、どのような行為や発言が児童生徒性暴力等に当たるのかや、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることをねらいとして作成した研修動画を全教職員が視聴することにより、児童生徒性暴力等の根絶につなげるよう取り組みました。

## (5) 公立小学校、特別支援学校小学部における「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

児童の発達段階をふまえて質問項目等を工夫する必要があることから、臨床心理士等の資格を持ったスクールカウンセラーや市町等教育委員会の意見をふまえ、令和8年2月、公立小学校及び県立特別支援学校小学部の5、6年生の児童を対象に、試行的にアンケート調査を実施しました。

## (6) 「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の多様化

現在設置している「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口に加え、より一層相談しやすい体制をつくるため、令和8年4月から、新たに中高生を対象としたSNSによる相談窓口を開設します。

## 2 今後の取組方向

### (1) 公立小学校、特別支援学校小学部における「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

令和8年2月に公立小学校及び特別支援学校小学部の5、6年生の児童を対象として試行的に実施したアンケート調査の結果をふまえ、令和8年度からは、公立小学校、特別支援学校小学部の5・6年生を含めて、調査を実施する予定です。

## (2) 盗撮防止対策のための防犯カメラの設置の検討

### ① 県立学校への設置の検討に係る調査の分析

防犯カメラの設置の是非については、調査結果によると、教職員による盗撮だけでなく生徒間における盗難及びいじめへの対応など一定の「抑止効果」があるという肯定的な意見がある一方、常時撮影されていることにより生徒や教職員のプライバシーが侵害されるおそれがあるなどの否定的な意見も一定数ありました。

### ② 他府県の設置状況調査の分析

39 の教育委員会から回答があり、その内訳は防犯カメラを設置する予定が1件、設置の検討をしているが3件、設置を今後検討するが8件、設置を検討する予定はないが27件でした。

防犯カメラの設置については、引き続き、県立学校と話し合いを進めつつ、各学校の実情をふまえた上で、上記①、②の分析結果に加えて、以下の観点も考慮し、検討します。

- ・ 各学校における女子更衣室の整備状況
- ・ 盗撮カメラ探知機の活用状況
- ・ 国等における議論の推移

なお、肯定的な回答をした学校においても、否定的な意見や防犯カメラの設置を不安視する意見等が見受けられることから、防犯カメラの設置については慎重に検討を続けます。

## <参考>

### 県立学校における「盗撮防止のための防犯カメラの設置の検討に係る調査」結果【盗撮防止のための防犯カメラの設置に対する考えについて（4択）】 県立70校

	ぜひ付けて欲しい	付けて欲しい	付けなくてよい	絶対付けて欲しくない
生徒	7校	36校	25校	2校
保護者	10校	45校	13校	2校
教職員	6校	30校	34校	0校

※生徒については生徒会役員、保護者についてはPTA役員会等、それぞれの代表者の主な考えを反映

### ○生徒、保護者の声

- ・ 教職員による盗撮だけでなく、生徒間の盗難やいじめ、外部侵入者による部室や自動販売機での窃盗などに対し、一定の抑止力があると考えられる。
- ・ 常時撮影され行動が監視されることにより、不安やストレスを感じたり、落ち着かず居心地が悪いと感じたりするため、防犯カメラの設置には抵抗がある。
- ・ 設置するのであれば、更衣室やトイレ前など盗撮が発生しやすい場所に限定して設置するのがよいのではないか。
- ・ 盗撮は巧みな方法で行われるため、防犯カメラが盗撮の抑止力になるとは考えにくい。

### ○教職員の声

- ・ 防犯カメラの設置自体が盗撮の抑止力になり得ると考えられる。
- ・ 防犯カメラの抑止力は評価するが、正当な出入りまで疑われ、疑心暗鬼になることにより職場の信頼関係が壊れるのではないかと心配する。

### 【盗撮防止にかかるその他の意見】

#### ○専用の女子更衣室がある場合、盗撮防止対策を進める上での優位性等

- ・ 教室等ではなく、専用の更衣室があれば場所が絞れるため施錠等の管理がしやすく、盗撮カメラ探知機を活用した点検も行いやすくなる。

#### ○専用の女子更衣室の設置を計画しない理由

- ・ 専用の更衣室を設置するための空き教室や、更衣室を改装する予算がない。

#### ○盗撮カメラ探知機を活用した点検時に感じた有効性や課題

- ・ 探知機を用いることにより、カメラの発見や盗撮の抑止には一定の効果がある。
- ・ 教員による点検には限界があり、本格的に点検をするのであれば、専門業者に依頼することも必要ではないか。

## 6 わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果および今後の対応について

### 1 調査の目的

生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、教職員からわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントを受けたり、直接見たり、聞いたりしたことがあるか生徒にアンケートで確認し、その結果をふまえ、教職員による生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの根絶に取り組む。

### 2 調査方法

#### (1) 対象範囲

- 三重県立高等学校、特別支援学校（高等部・中学部）、県立中学校、公立中学校・義務教育学校後期課程（以下、「公立中学校」と表記）に在籍する生徒

#### (2) 対象期間

＜高等学校及び特別支援学校高等部・中学部の2、3年生＞

- 令和6年度のアンケート調査実施日から今回の調査実施日までに発生したもの

＜高等学校及び特別支援学校高等部・中学部の1年生、県立中学校＞

- 高等学校又は特別支援学校の高等部・中学部に入学してからアンケート調査実施日までに発生したもの
- 県立中学校は転入学してからアンケート調査実施日までに発生したもの

＜公立中学校の2、3年生＞

- 令和6年度のアンケート調査実施日から今回の調査実施日までに発生したもの

＜公立中学校の1年生＞

- 小学校入学からアンケート調査実施日までに発生したもの

#### (3) 実施方法

＜高等学校及び特別支援学校、県立中学校＞

- 教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントを受けたり、直接見たり、聞いたりしたことがある場合のみ、次の①②のいずれかの方法で回答

① パソコン、スマートフォン等のインターネットに接続可能な機器で回答

② アンケート用紙に記入し回答（家に持ち帰って回答することを基本とする。）

＜公立中学校＞

- 上記②の方法で回答

#### (4) 実施期間

- 令和7年9月4日から令和7年10月31日

#### (5) その他

- アンケートの回答にあたっては、学年、組、席、名前を記入することを原則とするが、空欄のままで回答しても構わない。

＜高等学校及び特別支援学校、県立中学校＞

- 書面で回答する場合、アンケート用紙を封筒等に入れ、封をした状態で生徒が信頼できる先生に提出、または、県教育委員会事務局教職員課に郵送にて提出する。

＜公立中学校＞

- アンケート用紙を封筒等に入れ、封をした状態で生徒が担任の先生へ提出する。

### 3 調査結果

#### (1) 集計結果

※ 以下、県立中学校及び公立中学校を「中学」、高等学校を「高校」、特別支援学校を「特支」と表記。

※ 生徒数は、令和7年10月31日現在。

※ 回答数は、「該当あり」（被害を受けた、もしくは、他の生徒が被害を受けたところを見た・聞いた）と回答した件数。右欄は、昨年度との比較。

校種	中学	高校	特支	計
生徒数	42,764	34,080	1,238	78,082
回答数	58 +16	15 △9	4 +2	77 +9

・ 何らかの記載があった回答のうち、生徒及び教職員が特定できず内容が確認できなかった中学12件、高校・特支7件 計19件を含む

#### (2) 学年別回答数

	中学	高校	特支	
			中学部	高等部
1年	29	2	0	1
2年	19	1	0	0
3年	10	4	0	2
無回答	0	8	1	
合計	58	15	4	

#### (3) 設問と回答

・ 何らかの記載があった回答のうち、生徒及び教職員が特定できず内容が確認できなかった19件は、「確認ができなかったもの」として集計。

##### ① わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントを受けた（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
自分自身が被害を受けたことがある	20	4	3	27 △2
他の生徒が被害を受けたところを見た（聞いた）ことがある	32	5	1	38 +9
選択なし	0	1	0	1 △1
確認ができなかったもの	12	6	1	19 +3
計	64	16	5	85 +9

※右欄は、昨年度との比較。

##### ② 誰から被害を受けたか（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
自校の先生	42	4	3	49
他校の先生	0	0	0	0
その他	4	0	0	4
選択なし	0	5	0	5
確認ができなかったもの	12	6	1	19
計	58	15	4	77

【その他の内容】

<中学>

- ・ 小学校の先生 3件
- ・ 教員以外の補助職員（支援員） 1件

③ どのような被害を受けたか（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
性的な行為を受けた	1	0	0	1
必要もないのに体を触られた	20	2	2	24
性的なからかいや冗談を言われた	13	6	0	19
携帯電話などに性的な画像やメッセージが送られてきた	0	0	0	0
「男らしくない」、「女らしくない」などの性別により役割を分担する意識に基づく発言があった	1	0	0	1
その他	11	2	1	14
選択なし	0	0	0	0
確認ができなかったもの	12	6	1	19
計	58	16	4	78

【聴取の概要】

生徒や教職員、教科、クラブ等が特定できるものは、全て、生徒や関係教職員への聴取を行った。

◎わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントになり得るもの

○「性的な行為を受けた」と選択したもの

<中学>

- ・ ロッカーに座っていたことに対して指導を受けた時、服を持って体を移動され、その際、服がずれ、下着が少し見えた。

○「必要もないのに体を触られた」と選択したもの

<中学>

- ・ 小学校の運動会で、肩に手を回されたり、後ろから肩をつかまれたりした。（同じ案件に対して2名が回答）
- ・ 小学校の授業中、褒められた際、頭をポンポンと触られた。
- ・ 部活動でフォームの指導中、手を触られた。2件
- ・ 授業中に机間指導の際、男子生徒の手や肩を触っていた。
- ・ 授業中に机間指導の際、腕を必要もないのに触られた。
- ・ 授業中や給食中、声をかけられ、頭を触られた。
- ・ 授業中に、話しかけながら頭を触っていた。
- ・ 体育の授業中、体調が悪くなった際、「保健室に行こう」と腕をつかまれた。
- ・ 体育の授業中、フォームの指導をする際、「身体を触るね」と言っていたが、嫌がる生徒の腰を触っていた。
- ・ 技術の授業で工具の使い方について指導された際に、一緒に手で持って指導された。（同じ案件に対して2名が回答）
- ・ 宿題を半分しか終わっていないまま提出する際、右わき腹をつつかれた。
- ・ 特別教室のカギを取りに職員室に行った際、腕を触られた。
- ・ 教室に戻るように言われた際に、肩を触られた。

- ・ 休み時間に、肩をポンと触って、話しかけられ、握手をされた。
- ・ 休み時間に、女子生徒の手の甲に書かれた文字を見ようと手首をつかんでいた。
- ・ 休み時間に相談をした際に、肩を触られて、声をかけられた。

<高校・特支>

- ・ 部活動の試合中にプレーを褒められた際、頭をなでられた。
- ・ 先生に近づいた際、離れるようお腹をくすぐられた。
- ・ 教室で頑張っていると励まされた際、肩や手をつかまれた。

○「性的なからかいや冗談を言われた」と選択したもの

<中学>

- ・ 授業中に、「そんな太ももして」と容姿に関わる発言をされた。
- ・ 授業中に、体型について歴史上の人物に例える発言があった。2件
- ・ 授業中に女子生徒の椅子に座って、「温めときました」と発言された。
- ・ 休み時間に、柱にもたれかかっている生徒に「柱が壊れてしまうぞ」との発言があった。
- ・ 部活動で、男子生徒に対して「〇〇の方が女子より胸が大きい」と発言があった。
- ・ 部活動で、ヘアスタイルについて「似合っていない」と発言があった。(同じ案件に対して3名が回答)
- ・ 部活動で、容姿について、やせるようにという旨の発言をされた。
- ・ 部活動中、友人と引っ付いている様子を昆虫の行動に例えられた。(同じ案件に対して3名が回答)

<高校・特支>

- ・ 丈の短い服を着ていた際、唐突にへそが見えていると指摘された。
- ・ 寒い日に履いていた短いスカートを見て、スパッツを履いているから大丈夫だねと言われた。  
(1名の教員が2名の生徒に対して発言したもので、同様の回答が6件あり、いずれも指摘された部位から生徒は不快な思いをした。)

○『男らしくない』、『女らしくない』などの性別により役割を分担する意識に基づく発言があった」と選択したもの

<中学>

- ・ ズボンをはいている女子生徒が、トイレに行こうとすると、「そっちは女子トイレやで」と言われた。

○「その他」と選択したもの

<中学>

- ・ 生徒が先生の身体に触れるのを黙認していた。
- ・ 中2、3の時、顔を必要以上に近づけて指導された。2件
- ・ 男子と女子で対応に差がある。
- ・ 好きな子はいるかなどプライベートな内容について聞かれた。(同じ案件に対して2名が回答)
- ・ 授業中に、肩をトントンと触って呼びかけられた。
- ・ 授業中に、「トイレに行きたい」と言ったとき、理由を聞かれた。

<高校・特支>

- ・ 授業中に先生に教えてもらう際、距離が近かった。
- ・ 授業中に先生に話をしていた際、胸の辺りを見られた。

◎わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないものの、アンケートに記載があったもの

○「必要もないのに体を触られた」と選択したもの

<中学>

- ・ 休み時間に、生徒が「柔道の締め技をして」と言い、首に手を回し柔道の真似事をしていた。

<高校・特支>

- ・ 授業後に化粧について注意された際、その場を離れようとしたときに腕をつかまれた。

○「その他」と選択したもの

<中学>

- ・ 体操服への着替えが遅くなっていると、支援員の先生から強い口調で話しかけられた。
- ・ 部活動で、子ども扱いするような、乱暴な言い方をされた。
- ・ 登下校時に手を振られた。

<高校・特支>

- ・ 明らかに相手を間違えたメールが先生から送られてきた。

④ いつ被害を受けたか（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
授業中	25	3	2	30
部活動中	7	1	0	8
放課後	1	1	1	3
その他	13	2	1	16
選択なし	3	4	0	7
確認ができなかったもの	12	6	1	19
計	61	17	5	83

【その他の内容】

<中学>

- ・ 給食中 2件
- ・ 休み時間 7件
- ・ 小学校の時 3件
- ・ 下校中 1件

<高校・特支>

- ・ 休み時間 1件
- ・ 具体的な記載なし 2件

⑤ どのような対応を希望するか（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
学校の先生に相談したい	6	3	0	9
カウンセラーなどの学校外の人に相談したい	2	0	1	3
対応する必要はない	15	1	0	16
その他	16	3	1	20
選択なし	8	2	1	11
確認ができなかったもの	12	6	1	19
計	59	15	4	78

## 【その他の内容】

### ＜中学＞

- ・ 注意をしてほしい 6件
- ・ 今後ないようにしてほしい 5件
- ・ 具体的な記載なし 5件

### ＜高校・特支＞

- ・ 具体的な記載なし 4件

## 4 アンケート調査結果をふまえた対応状況

- ・ 当該生徒や関係教職員に聴取を行った結果、懲戒処分等に至るまでの事案はなかったものの、教職員が指導のつもりで行った言動について生徒が不快に感じたものがありました。校長は、聴取を行った教職員に対し、誤解を招くような言動はしないこと、生徒への不用意な接触は絶対に行わないこと、介助などが必要な場合であっても、本人や保護者から了承を得て、必要な内容に限定して行うこと等を指導しました。
- ・ 各学校において、全ての教職員に対して、本調査結果を共有した上で、生徒への自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会を設けるとともに、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の身体接触や言葉がけは、教職員の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当する可能性があることを確認しました。
- ・ 公立小学校・義務教育学校前期課程においても、回答内容をふまえ、児童との関わり方を見直す機会を設けるため、本調査結果を共有しました。

## 5 今後の対応方針

教職員によるわいせつ行為は、絶対に許されるものではないという認識のもと、本調査については、教職員が生徒に対する自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会となることから、来年度以降も継続して実施していきます。

また、本調査において把握できない事案もあることから、本調査だけではなく、本年度改訂した「コンプライアンス・ハンドブック」の研修事例を活用したコンプライアンス・ミーティングを行うなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図り、生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に取り組んでまいります。

さらに、他県の教員による小学生の盗撮事案が発生したことを受けて、県教育委員会において、令和7年9月に「盗撮防止に向けた対策」をとりまとめました。この対策の1つとして、令和8年2月に、公立小学校、特別支援学校小学部の5・6年生を対象に、「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を試行的に実施しました。この調査結果をふまえ、令和8年度からは、公立小学校、特別支援学校小学部の5・6年生を含めて、調査を実施する予定です。

## 7 三重県立学校の教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」(案)について

### 1 概要等

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が依然として課題となる中、学校における働き方改革は急務となっています。三重県教育委員会では、令和3年3月に、「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」等を定め、業務の削減や効率化等を進めてきたところです。

こうした中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「法」という。）」（昭和46年法律第77号）が改正され、各教育委員会は、教育職員に係る業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るための実施計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定及び公表、計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告が義務付けられました（法第8条第1項及び第3項）。

このことを受けて、三重県教育委員会では、令和8年4月1日から令和12年3月31日までを計画期間とする「三重県立学校の教育職員に関する『業務量管理・健康確保措置実施計画』」を策定します。

本計画に基づき、現状分析から明らかになった課題である一部の教育職員への業務の偏りを解消するとともに、全ての教育職員の心身の健康を確保し働きがいを維持・向上させることで、教育職員が専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒への教育に邁進できる環境づくりを進めていきます。

（別紙、別冊2）

### 2 今後の予定

新たな計画については、各学校を通じて職員に周知し、県教育委員会と学校が一体となって計画に基づく取組を着実に進めることで、教育の「働きやすさ」と「働きがい」を両立した持続可能な職場環境を創出します。

令和8年	3月末	計画の策定・周知
	4月以降	計画の内容を県総合教育会議へ報告

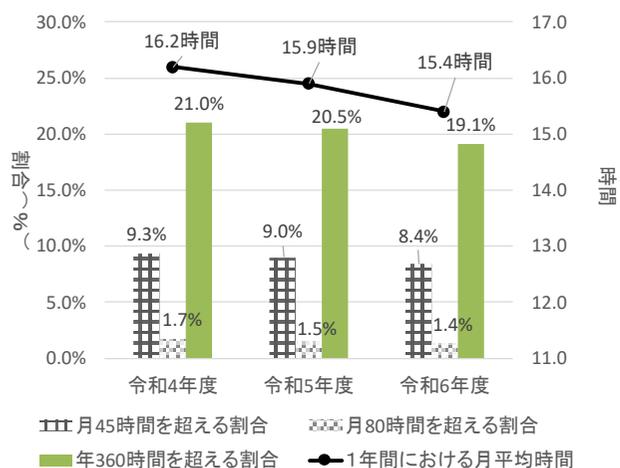
### 3 各市町等教育委員会における計画の策定等について

今回の法改正により、各市町等教育委員会においても、服務監督者として、所管する市町等立学校における教育職員を対象とした実施計画を策定・公表するとともに、計画及び実施状況を各総合教育会議へ報告することが義務付けられました。

県教育委員会においては、各市町等教育委員会における計画策定が円滑に進むよう、基本方針の共有や国の実証事業への参加呼びかけ、県計画案の共有等を行ってきたところです。引き続き、必要な情報提供等の支援に努めてまいります。

現状と課題

時間外在校等時間の平均と長時間勤務者の割合の推移



一部教育職員における業務負担の偏り

【量的な課題】

平均時間外在校等時間は減少している一方で、1.4%(61人)の教育職員が、健康障害リスクの高い月80時間を超過しているなど、一部の教育職員に業務が集中し、業務負担の偏りが解消されていない。

「健康確保」と「働きがい」【質的な課題】

確実な休息や心理的安全性が確保された労働環境の整備、心理的負担の軽減という「健康確保」の課題があると同時に、本県の強みである高い「仕事のやりがい」が、心身の負担によって損なわれることのないよう、維持・向上させることが必要。

基本方針等

基本方針

「業務量の適切な管理」  
×  
「心身の健康確保」

【量的課題の解決】  
・長時間労働の解消  
・業務負担の平準化

【質的課題の解決】  
・健康確保(職場環境整備、心理的負担の軽減)  
・「仕事のやりがい」の維持・向上

目指す姿

「働きやすさ」と  
「働きがい」が両立  
する持続可能な  
職場環境の創出

- 質の高い授業づくり
- 子どもたちと向き合う時間の確保

目標

(1)1箇月時間外在校等時間に関する目標

- ① 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロに
- ② 時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員を100%に
- ③ 時間外在校等時間が年間360時間以下の教育職員を100%に
- ④ 平均時間外在校等時間を月15.4時間未満に

(2)健康確保(ライフ・ワーク・バランス)や働きがいに関する目標

- ① 健康確保に関する目標
  - ストレスチェックにおける高ストレス者の割合:9.3%未満に
  - 「休暇の取りやすさ」に関する満足度:3.17に
  - 「精神的不安がない」に関する満足度:3.09に
- ② 働きがいに関する目標
  - 「仕事のやりがい」に関する満足度:3.69超に

## 取組の方向性

### 業務管理に関する取組

#### ① 時間外在校等時間削減に向けた取組

- ・ 上限時間(月45時間/年360時間)の遵守徹底
- ・ 「月80時間超」勤務の根絶(校長・産業医面談の実施)
- ・ 勤務時間制度の弾力的な運用
- ・ 定時退校日・部活動休養日等の全県統一した取組の実施
- ・ 学校ごとの目標設定と、校長のリーダーシップによる業務集中の是正・個別改善の推進

#### ② 学校・教育職員が担う業務の適正化

- ・ 専門人材・地域人材との連携による業務分担の推進
- ・ 部活動指導における教育職員の負担軽減と指導体制の強化(外部指導者等の活用等)
- ・ ICT活用による業務効率化(校務支援システム、生成AI等)
- ・ 困難事案に対する組織体制の整備・充実

### 健康確保・働きがいに関する取組

#### ③ 働きやすい職場環境づくり

- ・ 勤務間インターバルの確保
- ・ 多様で柔軟な働き方の推進(育児・介護のための各種制度の利用促進等)
- ・ ハラスメントのない、風通しの良い職場風土の醸成
- ・ 保護者や地域住民への理解と協力の促進

#### ④ 教育職員の健康管理・メンタルヘルス対策

- ・ 全教育職員へのストレスチェック実施と組織分析への活用
- ・ 産業医等と連携した相談体制の強化
- ・ 心身の健康を保つためのセルフケア研修の充実
- ・ 経験年数の少ない教育職員の孤立防止と円滑な職場適応に向けた支援

## 進捗管理

県教育委員会と各学校が、それぞれの役割にもとづく連携のもと、PDCAサイクルを推進し、計画の実効性の確保と継続的な改善を図る。

### (1) 県教育委員会

- ・ 計画全体の進捗管理、全県的な状況の把握・公表
- ・ 好事例の収集・共有や、各学校への支援

### (2) 学校

- ・ 自校の実情に応じた具体的な目標を設定
- ・ 学校評価と連動させ、主体的に取組の成果と課題を検証・改善
- ・ 取組状況を保護者・地域へ共有し、連携・協働を推進

## 8 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく三重県教育委員会特定事業主行動計画」(案)について

### 1 概要等

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それをもって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的に、平成27年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が、10年間の時限立法として制定されました。同法において、地方公共団体等は、事業主の立場から女性の職業生活における活躍に関する取組を推進するための計画(特定事業主行動計画)を策定することとされています。

これに基づき、三重県教育委員会では、平成28年3月に「女性活躍推進アクションプラン」を策定しており、その後、令和3年3月に策定した第二期計画に基づき、教職員における女性の活躍に関する取組を推進しているところです。

第二期計画が令和8年3月までの計画となっていること、「女性活躍推進法」が令和7年6月に改正され、令和18年3月まで期限が延長されたことをふまえ、令和8年4月から令和13年3月までを計画期間とする第三期「女性活躍推進アクションプラン」を策定し、女性活躍の推進に向けた取組をより一層推進していきます。(別紙、別冊3)

### 2 今後の予定

新たな計画を全ての職員に周知するとともに、本計画に基づき取組を着実に進めることで、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりを推進します。

# 第三期 三重県教育委員会特定事業主行動計画 「女性活躍推進アクションプラン」(案)概要

別紙

## これまでの取組

【根拠法令：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

- 第二期女性活躍推進アクションプランに基づき取組を推進  
教職経験者等を対象とした特別選考など採用選考試験の見直し、積極的な管理職への登用など  
働き方改革の推進、育休代替職員として任期付職員の採用、ハラスメント防止など
- 数値目標の推移
  - ①管理職における女性職員の割合  
R2年度22.3%⇒R7年度：33.4% (目標:30%)
  - ②職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数  
R元年度：12.1日⇒R6年度：14.4日 (目標:15日)

## 現状把握・課題分析の実施

- 女性が能力を発揮できる環境、女性の管理職への登用等についてアンケートを実施  
(対象：小中学校教職員、県立学校教職員、県教委事務局職員 回答者数：5,458人)
  - 女性職員の割合、女性管理職の割合、時間外勤務の状況、男性職員の育休取得の状況等について現状把握
- ➡ **課題** ・業務の適切な配分や代替職員の確保などの環境整備 ・女性特有の健康課題等への対応  
・固定的役割分担意識の解消など職員の意識や職場風土の改革

## 第三期 女性活躍推進アクションプラン (計画期間：R8.4～R13.3)

- 基本方針 1. 女性活躍の意義の理解と組織全体での取組の推進 2. 採用から登用までの各段階における取組の推進 3. 全ての職員が活躍できる職場環境の整備
- 主な取組
  - ・女性の職業生活に関する機会の提供
    - <採用> 教員採用選考試験の継続的な見直し、離職した教職員の再採用の仕組み 等
    - <配置・育成・登用> 女性職員の主幹教諭・指導教諭への登用、教頭の業務負担の軽減に向けた取組 等
  - ・職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備  
働き方改革の更なる推進、男性の育休制度等に関する周知、女性の健康上の特性や休暇制度に関する周知 等
- 目標
  - ①管理職における女性の割合…45%
  - ②男性職員の育休取得率…85%
  - ③総勤務時間に関する教職員の満足度…2.82 (教職員)、3.53 (県教委事務局等) ※5点中

## 9 ネクストハイスクール構想に基づく取組について

### 1 背景

#### (1) 社会状況の大きな変化（「2040年問題」）

○国は、産業構造や社会システムの変化に伴う労働力需給のギャップにより、2040年頃には事務・販売・サービス等の仕事に従事するホワイトカラーが320万人余剰となる一方、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーが450万人、数理・デジタル等の理系専門人材が330万人不足することに強い危機感を持ち、産業イノベーションを担う人材の育成を重要課題と位置付けています。

○2040年頃には、少子高齢化や生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化すると見込まれます。国は、人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの実現が重要だと考えています。

#### (2) 国における高校教育改革の構想

「2040年問題」をふまえ、各都道府県に高校教育改革を先導する拠点校（改革先導校）を創出し、成功事例を域内の他校へ普及させるため、国は、令和7年度補正予算で総額2,955億円を計上し、一都道府県あたり、令和10年度までの3年間で最大約60億円を支援することとしました。

### 2 基金を活用した高校教育改革促進事業（事業概要）

高校教育改革を先導する拠点として、国が示す3つの類型ごとに、それぞれ1～2校を選定し、本県の地域課題や産業構造をふまえた事業計画を策定し、国に申請します。計画には、教育改革と一体的に行う最先端設備の導入や施設の改修・整備を盛り込むことができます。

#### <国が示す3つの類型>

- ① アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援
- ② 理数系人材育成支援
- ③ 多様なニーズに対応した教育機会の確保

※アドバンスト・エッセンシャルワーカー：デジタル技術等を利用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー（生活必須職）のこと。

### 3 本県における取組方針と推進体制

#### (1) 3つの類型での取組方針

##### **類型1** 「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」での取組

地域産業や社会基盤を支える専門人材を育成するため、産業界のニーズに対応した教育内容への更新や最新の施設・設備の導入を行います。

例：地域が推進したい産業に即した学科・コースの新設、授業内容の充実など

##### **類型2** 「理数系人材育成支援」での取組

未来の成長分野を担う人材を育成するため、文理融合と探究学習の推進、ICTを活用した高度な学習環境の整備を行います。

例：大学や企業と連携した探究活動の深化など

##### **類型3** 「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」での取組

人口減少地域でも質の高い多様な学びを保障するため、学校間の連携や遠隔授業システムの構築、地域の特色を活かした教育の提供を行います。

例：遠隔授業による小規模校への多様な科目提供など

#### (2) 推進体制

教育委員会が主体となって、類型ごとに知事部局や民間企業、大学等が参画するプロジェクトチームを立ち上げ、拠点校の取組を支援します。また、取組の方向性や進捗状況について、地方産業教育審議会や三重県教育改革推進会議に報告し、意見を伺いながら進めます。

### 4 今後について

#### (1) 申請時期

令和8年5月15日（拠点校を含む申請内容は、現在構築中）

#### (2) 採択発表

令和8年6月下旬頃

## 10 特別支援学校の整備について

### 1 盲学校および聾学校について

#### (1) 現状

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、津市城山の県立施設跡地への移転に向けて校舎新築工事を進めていましたが、局所的な地盤陥没が見つかりました。このため、工事を中断し調査をした上で必要な箇所の対策工事を実施します。

なお、新校舎と道路を挟んで隣接する盲学校、聾学校、城山特別支援学校3校の共同給食調理場の改修工事は令和8年3月9日に完成検査を受け、同3月11日に引き渡しを受けました。

#### (2) 今後の対応

令和8年度も、引き続き建築に必要な木材の調達を行うとともに、対策工事を実施した上で、校舎の建築工事を再開します。対策工事を実施するため、工期の延長が必要となり、対策工事費用、建築工事等の工期延長に伴う追加費用などで、事業費の増額が見込まれます。新校舎供用開始は令和9年4月を予定していましたが、令和10年度中になる見込みです。

共同給食調理場については、令和8年4月から城山特別支援学校の給食と盲学校聾学校の生徒が生活している寄宿舎の舎食の提供を開始します。

### 2 松阪・南勢地域の特別支援学校について

#### (1) 現状

令和9年4月から特別支援学校玉城わかば学園、令和10年4月から松阪あゆみ特別支援学校に新たに肢体不自由部門を設置します。令和7年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた外構工事を実施するとともに、特別支援学校玉城わかば学園校舎改修の実施設計を行いました。

#### (2) 今後の対応

令和8年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟の建築工事に着手するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修工事を行います。

### 3 西日野にじ学園について

#### (1) 現状と課題

西日野にじ学園は、児童生徒数の増加が著しく、これまで校舎の一部を改修し、児童生徒の学習の場として有効活用できるよう整備を進めてきました。次年度以降も引き続き児童生徒数の増加が見込まれるため、教室確保に向けた早急な対応が必要です。

また、西日野にじ学園は、四日市市の南部に位置することから、四日市市北部や朝日町、川越町から公共交通機関等を利用して自主通学する生徒は通学に時間を要しています。

#### 【西日野にじ学園の児童生徒数の推移】 (単位：人) (毎年5月1日現在)

	R3	R4	R5	R6	R7
小学部	97	109	111	116	126
中学部	51	45	62	75	84
高等部	140	135	131	133	131
計	288	289	304	324	341

#### (2) 今後の対応

西日野にじ学園の狭隘化の解消および自主通学する生徒の負担軽減を図るため、北勢地域の特別支援学校の既存施設の活用や増築の可能性を調査しています。調査結果をふまえ、北勢地域の特別支援学校の通学区域を見直すことも含め、対応を検討します。

## 11 SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散への対応について

### 1 経緯

令和8年1月初旬に、他県の県立高等学校および市立中学校の生徒間における暴力行為等の動画がSNS上に投稿・拡散され、報道機関等において大きく報じられました。こうした状況をふまえ、1月14日に文部科学省による緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が、同月16日に関係省庁連絡会議が開催されました。その後、同月30日に文部科学省から県教育委員会に対し、本事案をふまえた緊急の対応に係る通知がありました。

### 2 文部科学省による緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議及び通知の内容

児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について取り組むよう依頼がありました。

#### ①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

- ・ 各学校において、児童生徒へアンケート調査等により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認【3学期中】

#### ②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

- ・ 暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを児童生徒に改めて指導【3学期中】
- ・ 学校内外の相談窓口の充実と周知徹底

#### ③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

- ・ 暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを実施
- ・ 事実関係の確認にあたっては、事案に応じ警察との連携を躊躇なく検討

#### ④加害児童生徒への毅然とした対応

- ・ 加害児童生徒に対し、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を実施
- ・ 加害児童生徒が行為に及んだ背景や要因を分析した上で再発防止

#### ⑤SNSによる投稿・拡散への対応

- ・ 学校・教育委員会において、警察等とも連携した組織的対応を行い、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保
- ・ SNS等によるエスカレートした投稿・拡散は、新たな人権侵害を生むことをふまえ、児童生徒に情報モラル教育を実施【3学期中】

### 3 対応状況

#### (1) 県教育委員会の対応

文部科学省による緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議および県教育委員会に対する通知をふまえ、2月4日に県教育委員会から各県立学校および市町等教育委員会に対し、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散の未然予防教育に向けて作成した資料を付したうえで、2の①②⑤の対応を依頼し、県立学校には3月6日までに対応状況を報告するよう指示しました。

#### (2) 県立学校の対応状況（3月6日報告時点）

##### ①暴力行為・いじめが見過ごされていないかについて緊急の確認

実施した 68校、実施予定 20校、実施しない 0校

##### ②暴力行為・いじめを許容せず、子どもが声をあげられる環境整備

実施した 56校、実施予定 32校、実施しない 0校

##### ③学校以外の相談窓口の周知

実施した 57校、実施予定 31校、実施しない 0校

##### ④情報モラル教育の実施

実施した 56校、実施予定 32校、実施しない 0校

### 4 今後の対応

今回改めて実施した対応に加え、SNS上の投稿・拡散による被害拡大を防ぐためのネットパトロールや各校の生徒指導担当者へのアンガーマネジメント研修、学校と警察の連携強化等について、引き続き取組を進めてまいります。

## 12 三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針（素案）について

### 1 これまでの経緯

県教育委員会では、平成30年に部活動を通じた生徒の健全な成長のため、休養日や活動時間の設定など、県内の中学校・高等学校等が守るべき決まりである「部活動ガイドライン」を策定しました。

国は、令和5年度から7年度を「改革推進期間」と定め、中学校の部活動を学校と地域が連携・協働し、持続可能なものとするため、部活動の地域展開（地域移行）を進めることとしました。これに合わせ、県および県教育委員会は、地域クラブの在り方や運営体制、活動内容などを示した「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定し、生徒の安全・安心な環境を確保しつつ、多様なスポーツや文化芸術活動の機会が提供できるよう部活動の地域展開を進めています。

こうした中、国は、中学校の部活動の地域展開をさらに推進するため、令和8年度から13年度を「改革実行期間」とし、国としての考え方を示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を、令和7年12月に策定しました。

### 2 国の動向をふまえた本県の対応

国の新たなガイドラインでは、構成が見直されたほか、「地域クラブ活動の認定制度」の導入が市町に求められていることや、スマートフォン・SNS等の普及に伴う生徒間でのトラブルの指導といった現代的な課題への対応など、本県の現行方針に記載のない項目が盛り込まれ、従来からの項目にも見直しや必要な事項が追記されました。

そのため、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に、国の新たなガイドラインに合わせた必要な改訂を行うこととしました。

### 3 全体の構成

別紙1のとおり

### 4 主な改訂の内容

#### (1) 新制度の導入について

「Ⅱ 地域クラブ活動方針」（対象：公立中学校の生徒の活動）の部分に

#### 「2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」を新設

##### ・認定制度の必要性

地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要であることから、一定の基準を満たしていることを明確にする必要があります。

・認定制度の概要

市町が定める認定要件および認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させ、安全・安心な活動機会を提供する団体等について、市町が認定を行います。なお、認定された活動は、「認定地域クラブ活動」と称することとなります。

・認定のメリット

認定されたクラブは、財政支援や学校施設の優先利用・使用料の減免等の運営面の優遇を受けることができるなど、公的支援の対象となります。

・認定の要件と確認事項

市町が認定する際の基準については、県の「認定要件」・「確認事項」のモデルを巻末資料として示しています。なお、認定要件の概要と主な確認事項は以下の通りです。

<認定要件のモデルの概要>

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ①地域クラブ活動理念に賛同 | ②ガイドライン等に準拠     |
| ③適切な会費設定      | ④指導者の体制         |
| ⑤安全確保・危機管理    | ⑥ガバナンスの確保       |
| ⑦学校・市町との連携    | ⑧相談窓口の周知（三重県独自） |

<認定要件の確認事項（三重県独自項目）>

- ・活動場所の暑さ指数が31以上の場合、運動は中止すること
- ・既に設置されている相談窓口を生徒や保護者に周知していること

※国および県の「認定要件」・「確認事項」対応表（別紙2参照）

(2) 現代的な課題への対応

「I 三重県部活動ガイドライン」（対象：中学生・高校生等）

【項目の更新】

- ・「2（6）体罰等の根絶」→「2（6）暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶」

【主な追記事項】

- ・「2（6）暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶」の項目に、スマートフォン・SNS等の普及に伴う生徒間でのトラブルが発生しやすくなっていることから、誹謗中傷等の人権侵害および犯罪につながりうることを指導し、生徒同士の不適切行為の防止にも留意することを追記しました。
- ・「2（4）適切な部活動指導に向けた研修」の項目に、県および市町は、指導者に対して、研修を計画的に実施することや、特に、部活動指導員等に対しては、不適切行為の防止、生徒指導・保護者対応、安全管理・事故対応等の具体的な研修内容を例示しました。
- ・「2（7）安全管理と事故発生時の対応」の項目に、落雷の具体的な兆候や活動の中止、中断の判断が的確に行えるよう、それに係る気象庁提供情報を活用した対応を明記しました。

### (3) その他

#### 「Ⅲ 大会等の在り方の見直し」(対象：公立中学校の生徒の活動)

##### 【主な追記事項】

- ・「1 生徒の大会等の参加機会の確保」の項目に、県、市町等における交通費・宿泊費支援を学校部活動の生徒に実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援するよう努めることや、平日の大会に参加する生徒について、部活動と地域クラブ活動の別を問わず、出席の扱いに留意すること等を追記しました。

#### 「Ⅳ 関連する制度の在り方(対象：公立中学校の生徒の活動)」を新設

- ・「1 教師等の兼職兼業」  
希望する教師等が、適切な労務管理の下で地域クラブ活動の指導者として活動できるよう、制度の整備について示しました。
- ・「2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い」  
高等学校入学者選抜において、学校部活動と地域クラブ活動で取扱いに差異が生じることのないよう留意することや、生徒の長所等については、大会成績等だけでなく、面接や小論文など、入学者選抜全体で評価していくことが考えられることを示しました。

## 5 改訂のスケジュール(案)

令和8年1月 部活動のあり方検討委員会にて素案について協議

2月 素案について市町担当課に意見聴取

-----

3月 教育警察常任委員会にて素案について説明

部活動のあり方検討委員会にて中間案に向けた協議

4月 パブリックコメントの実施

5月 部活動のあり方検討委員会にて最終案に向けた協議

6月 教育警察常任委員会にて最終案について説明

ガイドライン改訂 ホームページにて公表 関係各所へ発出

# 「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針（素案）」全体構成 【別紙1】

※「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校等および県立高等学校等を対象とし、「地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」「関連する制度の在り方」は公立中学校等の生徒の活動を主な対象としています。

## I 三重県部活動ガイドライン

### 1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 学校部活動の意義
- (2) 部活動の現状と課題
- (3) 安全面への配慮

### 2 適切な部活動の運営の在り方

- (1) 適切な活動計画の作成と共通理解
- (2) 参加大会等の精選
- (3) 休養日・活動時間の設定
- (4) 適切な部活動指導に向けた研修
- (5) 部活動指導の在り方の見直し
- (6) 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶
- (7) 安全管理と事故発生時の対応

## II 地域クラブ活動方針

### 1 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- (1) 改革の理念
- (2) 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- (3) 改革の方向性

### 3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- (1) 推進体制の整備
- (2) 各種課題への対応
- (3) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

### 2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- (1) 地域クラブ活動の在り方
- (2) 地域クラブ活動に関する認定制度

## III 大会等の在り方の見直し

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - (1) 大会等への参加の引率
  - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

## IV 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

【資料】 「認定要件」・「確認事項」

## 国及び県の「認定要件」・「確認事項」対応表

【国】認定要件	【県】認定要件
<p>①【活動の目的・理念】学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること</p>	<p>①三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること</li> <li>●市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない</li> <li>●選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること</li> </ul>	<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること</li> <li>●市町等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない</li> <li>●選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること</li> </ul>
<p>②【活動時間・休養日】スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること</p>	<p>②国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」及び「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすることその上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること</li> <li>●年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること</li> </ul>	<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすることその上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること</li> <li>●年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること</li> </ul>

【国】認定要件	【県】認定要件
③【参加費等】活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること	③営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること</li> </ul>	<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り適切な参加費等が設定されていること</li> </ul>
④【指導体制】適切な指導の実施体制が確保されていること	④公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること（日本版DBSの活用含む）</li> <li>●市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること</li> <li>●持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること</li> </ul>	<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること（日本版DBSの活用含む）</li> <li>●市町等が定める研修を受講し、市町等に登録された指導人材が活動に携わること</li> <li>●持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること</li> </ul>

【国】認定要件	【県】認定要件
⑤【安全確保】適切な安全確保の体制が確保されていること	⑤生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること</li> <li>●市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること</li> <li>●保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと</li> <li>●参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること</li> </ul>	<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること</li> <li>●市町等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること</li> <li>●保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと</li> <li>●参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること</li> <li>●活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上の場合、運動は中止すること【三重県独自】</li> </ul>

【国】認定要件	【県】認定要件
⑥【運営体制】適切な運営体制が確保されていること	⑥団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること</li> <li>また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の目的</li> <li>・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること</li> <li>・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること</li> <li>・ 会員の入退会、参加費等に関すること</li> <li>・ 予算・決算の審議・承認に関すること</li> </ul> </li> <li>●公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること</li> <li>●営利を主たる目的とせずに運営すること</li> <li>●大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること</li> </ul>	<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること</li> <li>また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の目的</li> <li>・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること</li> <li>・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること</li> <li>・ 会員の入退会、参加費等に関すること</li> <li>・ 予算・決算の審議・承認に関すること</li> </ul> </li> <li>●公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること</li> <li>●営利を主たる目的とせずに運営すること</li> <li>●大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること</li> </ul>

【国】認定要件	【県】認定要件
<p>⑦【学校等との連携】学校等との連携が適切に行われていること</p> <p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること</li> <li>●生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること</li> <li>●市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと</li> <li>●活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと</li> </ul>	<p>⑦活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校及び市町と情報共有等を行っていること</p> <p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること</li> <li>●生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること</li> <li>●市町等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと</li> <li>●活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町等や学校との必要な連絡調整を行うこと</li> </ul>
	<p>⑧暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること</p>
	<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既に設置されている相談窓口（スポーツにおける暴力行為等相談窓口（J S P O）、競技別の相談窓口、24時間子供SOSダイヤル（文科省）等）を生徒や保護者へ積極的に周知していること【三重県独自】</li> </ul>

## 13 令和6年度包括外部監査結果に対する対応結果について

### 1 監査テーマ

教育に関する事務の執行について

### 2 監査結果と対応結果

教育委員会事務局と県立学校に対し監査が実施され、そのうち22事業と3校の県立学校に、15件の「指摘」と41件の「意見」をいただきました。その内訳は、以下のとおりです。

また、その内容と対応結果は次頁のとおりです。

	指摘	意見
1 学校教育の充実	-	3件
2 教職員の人材確保	-	3件
3 働き方改革の推進	-	4件
4 学校教育に関する不適切な事務の執行		
（1）予算策定	-	2件
（2）契約金額の妥当性	-	7件
（3）契約事務の効率化	-	2件
（4）業務完了検査	3件	-
（5）債権管理	-	3件
（6）システム管理	3件	1件
（7）固定資産管理	4件	13件
（8）資金管理	-	1件
5 学校諸費等の取り扱い	5件	2件
合計	15件	41件

※「指摘」とは、法令や規則等に違反している事項、不当な事項等。

「意見」とは、自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項。

## 令和6年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<b>包括外部監査の指摘及び意見</b>		
<b>1 学校教育の充実</b>		
<b>(1) 総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について【意見】</b>		
<p>教職員定数は生徒の収容定員に基づいて定められるため、小規模校では、個々の生徒の進路希望等に合わせて多くの選択科目を開講したり、ティームティーチングや習熟度別指導などの多様な指導形態をとったりすることが難しい状況にある。</p> <p>県では、北部の高校から南部の高校へのオンライン課外授業の配信を行っているが、配信校側の教員負担も少なくない状況である。遠隔授業を拡大していくにあたり、文部科学省の「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業における他県の取組」を参考に、総合教育センターにオンライン授業の配信機能を整備し、県内の高校への授業配信の検討を進めることが望ましい。</p>	<p>今後も中学校卒業生数が減少し、高校の小規模化やそれに伴う教員配置数の減少が想定される中、学校の場所や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、専門性の高い教科・科目の遠隔授業を実施する必要があると考えています。</p> <p>そこで、令和9年度を目途に、単位認定につながる遠隔授業が実施できるよう準備を進めています。</p> <p>令和7年度は、県総合教育センターにおける配信機器等の整備、先進自治体の取組についての調査・研究、遠隔授業のための指導法・教材の準備等に取り組みました。</p> <p>また、令和8年度には、次年度からの本格実施に向けて、関連する条例・規則等を見直すほか、資格取得対策講座や共通テスト対応講座等の課外授業などを遠隔授業で先行して実施する予定です。</p>	<p>○教育政策課 (教育改革推進事業費)</p>
<b>(2) 県立高校へのふるさと納税等による寄付について【意見】</b>		
<p>SSH 支援事業終了後の学校及び SSH 指定以外の学校においても、魅力ある学校づくりが必要であることに変わりはなく、学校独自の特色のある様々な取組を充実させるため、事業費の確保が必要となる。そこで、事業費を確保する手段の一つとして、県が各県立高校への寄付を集める仕組みづくりを検討することが望まれる。</p> <p>例えば、京都府、富山県及び鹿児島県ではふるさと納税で各学校の取組に寄付することができるようにしているので参考にされたい。</p>	<p>ふるさと納税制度は、本県にゆかりのある方に、本県の事業を直接応援していただける仕組みであることから、学校独自の特色のある取組を充実させるために、積極的に活用していくことといたしました。</p> <p>令和7年度に、現行のふるさと応援寄付金の仕組みの中に県立学校応援プロジェクトを追加する仕組みを構築したところです。なお、寄付の受付は、令和8年度から開始する予定としています。</p>	<p>○教育総務課 (高等学校学力向上推進事業費)</p>

(3) 水産高校実習船「しろちどり」の積極的な活用について【意見】

水産高校の令和6年度入学者数は、定員を下回る状況である。  
全国の水産高校は、近年は経費削減や生徒数の減少等に伴い、実習船の廃止や中・大型実習船から小型実習船への切替え、複数校による協働運営が行われている。  
一方、三重県立水産高校では、生徒数の減少がある中、令和5年度に総工費27億円をかけて実習船「しろちどり」を更新し、漁業・航海・機関学習を行うだけでなく、令和6年8月には、四日市港みなと祭で一般公開され、体験航海を行っている。さらに、災害発生時における非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を目的とした連携協定をKDDI株式会社と締結しており、実習船の積極的な活用を行っている。  
今後も実習船「しろちどり」には、子どもたちの防災意識を育む役割も期待されていることから、例えば、県内の市町教育委員会と連携し、中学校への出前授業や体験乗船など、引き続き、実習船の積極的な活用を検討することが望まれる。

令和7年11月に本県で開催された「第44回全国豊かな海づくり大会」では、天皇皇后両陛下が実習船「しろちどり」をご視察され、施設や長期航海実習の概要等を直接説明させていただきました。  
また、三重県生涯学習センターや志摩市と連携した親子乗船体験を令和7年度に実施しました。小中学生とその保護者が、「しろちどり」に実際に乗船するだけでなく、船内での作業等を体験するとともに、乗船前後には学校概要の説明を行い、本校の特色や魅力等を発信しました。  
また、災害に備えKDDIや志摩市と連携し、地域住民も参加して、「しろちどり」を活用した防災研修を実施しました。  
今後も、「しろちどり」の積極的な活用を進め、水産高校の魅力を発信していきます。

○高校教育課  
(実習船運営費)

2 教職員の人材確保

(1) 教職員の早期退職制度見直しの必要性について【意見】

令和5年度末に早期退職制度を利用した退職者は92名であった。  
教員採用選考試験の申込者数は減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込めない状況において、教員の人材確保は重要な課題である。教職員の確保のため定年延長を進めていく状況において、割増退職金を支給して早期退職を募る制度は、教員の人材不足をより悪化させる可能性がある。  
そのため、中長期の人員計画に基づき、早期退職制度の目的を整理し、対象者の条件ごとに年齢構成の適正化がどの程度改善するかなどの施策の実施効果の検証を行い、廃止、又は対象者の条件をより限定するなどの対応が望まれる。  
なお、県教育委員会は、令和6年度の早期退職者の募集を行わないこととしている。

早期退職者募集制度は、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、退職者を募集する制度であり、募集するかどうかについては、毎年度判断してきたところです。  
昨今、教員採用試験受験者が減少するなど、人材確保の課題が深刻な状況となっています。このため、人材確保の取組として、教員採用試験の実施時期の早期化、受験要件の見直しを図るなど、採用面での取組を進めるとともに、働き方改革の推進など、採用後の教職員がやりがいを持って長く働き続けられる職場環境の整備に取り組んでいるところであり、一人でも多くの教職員が定年まで安心して働き続けていただく必要があります。  
こうした状況をふまえ、令和6年度以降は早期退職者の募集を行っていません。

○教職員課(教職員退職手当)

<b>(2) 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について【意見】</b>		
<p>教職員や非常勤教職員が退職する際に、今後も働く意思が明確な場合は、非常勤勤務の候補者として連絡先の登録を行うが、退職する際に働く意思が明確でない場合は、連絡先の登録を行わないため、将来、本人が働く意思を持った際に、再度教職員として働くことが選択肢とならず、他業種に就職してしまう可能性がある。</p> <p>県の教育に緩やかに関わっていく人材の確保を目的に、退職者と緩くつながる退職者ネットワークを組織し、交流や業務の依頼を行うことが可能な人材の裾野を広げていくことが望ましい。</p>	<p>教職員を退職される方については、県立学校及び公立小中学校等において、退職の際に在籍していた学校の校長から今後講師として働いていただけるよう名簿への登録を働きかけているところ。</p> <p>加えて、県立学校については県教育委員会が、公立小中学校については地域ごとに当該の市町等教育委員会が、退職時に講師登録の意思が明確でない方についても、退職した教職員としてリスト化し、退職後一定の期間を経た後、リストをもとに講師登録等についての声かけを随時行っているところ。地域外での登録等を希望される方については、市町等教育委員会と県教育委員会が連携し、登録などを円滑に行えるように進めているところ。</p> <p>また、「教員として勤務した経験があり、再び学校で働きたいという希望を持つ方」等を対象に、再び教員をめざそうとする際の疑問や不安を解消する機会として「みえの未来の先生」相談会を実施しています。</p> <p>引き続き、あらゆる視点から教員の人材確保に取り組んでいきます。</p>	○教職員課（教職員退職手当）
<b>(3) 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について【意見】</b>		
<p>非常勤教職員のニーズは今後高まっていくことが想定される。</p> <p>退職者以外へのアプローチとして相談会が対面形式で行われているが、非常勤での勤務希望者は、育児や介護による時間的な制約があり、日程の都合が合わず参加できない可能性や、応募の意思が明確でない場合に、対面形式の相談会は参加のハードルが高いと感じて参加しない可能性が考えられる。そこで、より多くの方が参加しやすいように、相談会のオンライン形式での開催を検討することが望まれる。</p>	<p>教員の人材確保に向けた取組の一環として、「教員免許保有者で教員として働いた経験がない方」「教員として勤務した経験があり、再び学校で働きたいという希望を持つ方」「これから教員免許を取得し、三重県の公立学校で教員を目指す方」を対象とした「みえの未来の先生」相談会を計6回実施し、104名に参加いただきました。今後、同様の相談会を実施する際には、多くの方が参加していただきやすいよう実施方法を検討していきます。</p>	○教職員課（高等学校報酬等）
<b>3 働き方改革の推進</b>		
<b>(1) みえスタディ・チェックの設問作成の委託について【意見】</b>		
<p>みえスタディ・チェックが開始してから10年以上経過し、その間にGIGAスクール構想が始まり、デジタルドリルなどのツールも充実しており、必ずしも県が独自で設問を作成する必要性は高くないと考えられる。そのため、効率化の観点から、設問作成工数を把握した上で、みえスタディ・チェックの設問作成を委託する可能性を検討することが望ましい。</p>	<p>みえスタディ・チェックの問題作成からCBTシステムでの問題提供及び結果分析までの作業工数と作成物を確認するとともに業務委託が可能な作業内容等を精選し、一部の問題作成を業務委託しています。</p>	○学力向上推進プロジェクトチーム（学力向上推進事業費）

<b>(2) 電話対応時の録音機能の活用について【意見】</b>		
<p>学校にかかってきた電話の内容やニュアンスを正確に伝達し、事後的な検証を可能とするため、事前に通知した上で録音することを検討することが望ましい。</p>	<p>令和7年度当初予算に、県立学校における電話対応時の録音機能設置にかかる経費を計上しました。令和7年度末までに、全ての県立学校において設置される予定となっています。</p>	<p>○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）</p>
<b>(3) スクール・サポート・スタッフの人材確保について【意見】</b>		
<p>スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。</p> <p>データの入力、加工といったデータ処理業務は増加傾向にあり、業務負担が重くなる傾向があるものの、データ処理業務に対応できる人材の確保が難しい状況である。</p> <p>県教育委員会では、ハローワークにて求人を行っているが、教員の負担軽減のために必要な人材を確保するため、県教育委員会のホームページへの掲載や学校における保護者への情報提供など、効果的な募集を行うための工夫が望まれる。</p>	<p>スクール・サポート・スタッフとなる人材の求人は各学校で行っていることから、保護者や地域住民への周知・協力について、学校のホームページへの掲載や、学校運営協議会、PTA 総会等の機会も有効に活用するよう各校に働きかけました。</p> <p>また、教員養成を担う県内大学と連携した取組の枠組みを活用して、今後も大学生への情報提供を行います。</p>	<p>○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）</p>
<b>(4) GIGA スクールサポーターのオンライン支援について【意見】</b>		
<p>県では、県立学校での ICT 環境の効果的な活用を促進するため、各校に GIGA スクールサポーターを派遣しており、教職員は月 1～2 回のサポーター訪問時にサポートを受けている状況である。</p> <p>県には、ヘルプデスクも設置しているが、利用者からのハードウェア、ソフトウェアの問い合わせ対応、簡易マニュアル作成及びパソコンの配備・管理サポートなど、機器やネットワークに関するものであり、具体的な活用方法に関する相談には対応していない。</p> <p>教職員への適時のサポートを可能とするため、ヘルプデスクにも具体的な ICT の活用方法に関する相談に対応できる体制を整え、オンライン支援の導入を検討することが望ましい。</p>	<p>教職員への適時のサポートについては、チャットやメール等のグループウェアも活用しながら、ヘルプデスクで対応しています。</p> <p>さらに、ICT がより効果的に活用されるよう、クラウド上に共有している全ての県立高校から収集した ICT の活用事例集を整理するとともに、指導主事による学校訪問や研修会等において引き続き周知していきます。</p>	<p>○高校教育課（高等学校学力向上推進事業費）</p>

4 学校教育に関する不適切な事務の執行

(1) 予算策定

ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について【意見】

県立高等学校において、本来「校舎その他修繕費」で執行すべき修繕費を、予算不足を理由として「校舎その他建築費」予算から執行していた。

予算策定時においても、主に修繕による原状回復が想定される「校舎その他修繕費」と、固定資産の増加や機能向上が想定される「校舎その他建築費」は、予算の妥当性を検証する際の切り口が異なると考えられる。

「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月、令和6年3月改定）」の目的である「学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化」を事後検証するためにも、修繕費については適切に分けて予算管理することが望ましい。

「校舎その他修繕費」は、県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持することを目的とする予算であり、主に各県立学校の修繕に係る裁量予算として学校に予め配分しています。

また、「校舎その他建築費」は、県立高等学校における教育の円滑な実施を図るため、学校施設等の整備を図ることを目的とする予算であり、県立高等学校の大規模な工事や、各高等学校において執行する小規模な工事、校舎その他修繕費の裁量予算内では実施できない修繕等に対応したものです。

特に、発生の予測が難しい各県立学校の修繕案件には迅速に対応することが必須であり、引き続き柔軟に執行しています。

○学校経理・施設課（校舎その他建築費）

イ 校舎その他修繕費の予算区分について【意見】

「特別支援学校費」の予算設定があるにもかかわらず、特別支援学校に係る予算を「高等学校費」に含めてしまうと、「高等学校費」は高等学校に係る予算を表すものではなくなるため、特別支援学校に係る予算は、「特別支援学校費」にて予算計上・予算執行すべきである。

なお、予算区分することにより、非効率な事業運営となることが想定されるのであれば、規模の小さい学校の修繕費の予算を集約して教育総務費に予算計上することも一案である。

「校舎その他修繕費」は、その予算の目的を「県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持する」としており、高等学校費の事業目として計上していますが、高等学校と特別支援学校の規模の小さい修繕費を柔軟に対応できるよう集約した予算です。本予算を特別支援学校に係る予算として執行することは目的に沿っているものであり、検討の結果、従来どおり予算計上しています。

○学校経理・施設課（校舎その他修繕費）

(2) 契約金額の妥当性

ア 適切な予定価格の設定について【意見】

総合教育センター管理運営費の三重県総合教育センター樹木伐採作業委託について、少額随意契約においても予算の効率的な執行は重要であり、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを比較することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定することが望ましい。

過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較していますが、今後もより一層効率的な執行に取り組みます。

○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）

イ 一者入札の原因分析と改善策について【意見】		
<p>特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事及びネットワークの構築・更新にかかる業務が一者入札となっており、電話設置工事については、予定価格で落札されていた。一者入札となった要因については分析を行い、改善点があると認められる場合には、改善策を講じ、より競争性・公平性が高い入札となることが望まれる。</p>	<p>電話設置工事は特定の業者に限定されるような工事ではなく、特殊な条件も付けていません。今後も入札を行う際は、競争性・公平性が確保された入札となるよう、十分検討していきます。</p> <p>また、学校情報ネットワーク事業の調達については、仕様書等をあらためて確認し、入札事業者を限定する条件は付していないことを確認しました。今後も引き続きRFI等により仕様を見直し、参加できる事業者が少数に限定されない競争性・公平性の高い入札となるよう努めていきます。</p>	<p>○学校経理・施設課（特別支援学校施設建築費）</p> <p>○教育総務課（学校情報ネットワーク事業費）</p>
ウ 契約手続の公平性・経済性について【意見】		
<p>予定価格が10万円未満の随意契約は、見積合せを省略することができるが、同一年度に同一事業者と同種複数締結されている契約が見受けられた。</p> <p>公平性の観点から、随意契約を10万円未満に分けて発注していないことが証明できる書類を保管することが望ましい。</p> <p>また、経済性の観点から、まとめて発注することにより、価格を下げる可能性があるか検討することが望ましい。</p>	<p>過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較していますが、今後はスケールメリットをいかした発注の検討も含め、より一層効率的な執行に取り組みます。</p> <p>久居高等学校において、工事の施工箇所やその必要性・緊急性などを勘案して発注方法を検討するとともに、計画的な工事の施工に今後も努めていきます。</p>	<p>○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）</p> <p>○久居高等学校</p>
エ スクールバスの調達方針の検討について【意見】		
<p>スクールバスの調達方針について、購入とリースのどちらに経済的合理性があるかを適切に検討できていないため、スクールバスのリース料と購入した場合のバスの本体価格とランニングコストの合計を比較することにより、スクールバスの調達方針を検討することが望まれる。</p>	<p>バスの調達から5年間、10年間、15年間に要するトータルコストを算出し、比較検討を行ったところ、バスを購入し、運行をバス業者に委託する方法が支出を抑えられ、経済的合理性において優れているという結果になりました。しかし、購入には多額の経費がかかるため、更新が先延ばしになる傾向があります。その結果、経年劣化を起因とする故障が増え、修繕や代替バス手配にかかる経費が増加しており、それに伴う事務量の増加も考慮する必要があります。また、運行委託契約において、運転手不足や価格高騰による入札不調が全国的に増加しています。このような現状も踏まえ、他県の状況を参考にしながら、情勢に応じて、今後も引き続き検討を続けていきます。</p>	<p>○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス整備事業費）</p>

<b>オ 特別支援学校のスクールバスへの広告について【意見】</b>		
<p>特別支援学校のスクールバスの年間広告掲載料は40,000円であるのに対し、県有スクールバスへの広告貼付業務委託料は59,400円となり、仮に1年で広告掲載が終了した場合には、赤字となる。財源確保も目的とするスクールバスへの広告であることから、広告料の見直しや解約不能期間の設定等が望まれる。</p>	<p>広告料は据え置き、広告貼付業務委託料（広告物の作成・掲載および撤去にかかる費用）はすべて広告主の負担とするよう要領の改正を行いました。令和8年度広告募集分から適用します。</p>	<p>○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス等運行委託事業費）</p>
<b>(3) 契約事務の効率化</b>		
<b>ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について【意見】</b>		
<p>消防用設備等の法定点検に係る委託契約は、11地区に分けて点検業務を委託しているが、令和5年度の委託先は3社のみと限定的である。そのため、契約事務の効率化の観点から、自家用電気工作物の保安管理委託や都市計画区域などを参考にして、エリアを集約して委託先を選定することが望ましい。</p>	<p>令和7年度の消防用設備等点検・報告業務においては、契約事務の効率化の観点から、エリアを11地域から8地域に集約し仕様の見直しを行いました。</p>	<p>○学校経理・施設課（財産管理事務費）</p>
<b>イ パソコン教室の情報教育機器設備リース契約事務の効率化について【意見】</b>		
<p>県立学校のパソコン教室の情報教育機器設備については、授業カリキュラムにより必要な仕様が学校ごとに異なることから、各学校にてリース先を選定し、契約を行っている。</p> <p>契約期間については、年度別にグループ化されているものの、契約日付が学校によって異なることから、管理上煩雑である。そのため、今後の契約を更新する際には、契約日付を合わせる等の契約事務の効率化を図ることが望まれる。</p>	<p>高校教育課が当該年度更新分を一括調達することで、各校における情報担当教員および調達担当職員の負担を軽減できるよう、準備を進めていきます。</p>	<p>○高校教育課（情報教育充実支援事業費）</p>

(4) 業務完了検査

ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認及び給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について【指摘】

特別支援学校給食配送業務委託において、県所有の車両が業務以外の目的で利用されることなく、適切に利用されていることを確認するため、委託先から提出された車両管理簿に不備がないことを確認すべきである。

また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、調理員に対する研修は、食品安全の確保や栄養バランスに関する知識の習得、調理技術の向上に資するものであり、特に調理員に対する衛生管理研修は、安全安心な給食の提供に不可欠なものである。研修実施報告書は、調理員に対する研修が年間研修計画書どおりに確実に実施されていることを確認するための重要な資料であるため、確実に入手した上で、研修の実施状況を確認すべきである。

特別支援学校給食配送業務委託において、該当校には、委託事業者に注意喚起を行うとともに、契約が確実に履行されていることを確認するため、委託事業者に提出を求めている書類については、チェックシート等を作成し、不備や提出漏れがないか必ず確認を行うよう伝えました。なお、県所有の車両による配送は令和5年度で終了しているため、令和6年度以降は該当ありません。

また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、委託事業者に未提出分の研修報告書の提出を求めました。併せて、研修実施後は速やかに報告書を提出するよう依頼しました。

令和6年度は、委託事業者から提出された年間研修計画書に基づき、提出すべき報告書と時期のチェックリストを作成し、委託事業者と報告書提出の進捗状況を共有して提出を求めました。(令和6年度に実施分はすべて提出済みです。)

○特別支援教育課（特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費）  
○松阪あゆみ特別支援学校

イ 業務完了報告書受理後10日以内の検査の実施について【指摘】

特別支援学校給食配送業務委託に関する仕様書第9条（検査）において、委託業務が完了したときは、業務完了報告書を受理後、10日以内に検査を行うものとされているが、10日以上経過した日付で検査が行われているものがあつたため、10日以内に完了できるよう留意すべきである。

委託業務が完了し、業務完了報告書を受理した際は、三重県会計規則に従い、10日以内に検査を実施するよう、注意喚起を行いました。(令和6年度以降分において、適切に処理されていることを確認済みです。)

○特別支援教育課（特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費）

(5) 債権管理

ア 長期滞留債権の総額の把握について【意見】

進学奨励事業は貸与事業としての役割を終え、現在は貸付金の未収金の債権管理事務を行っている。令和5年度末時点の未収金残高は、高等学校等進学奨励金返還金が16,936,567円(1,442件)、大学等進学資金貸付金が2,907,000円(47件)であり、回収金額より回収コストの方が高つく可能性がある。

債権管理要綱第7条には、督促状送付後、一部の返還がされないまま3年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う旨規定されているため、該当する債権金額を把握し、法的措置を検討することが望まれる。

貸付金の未収金となっている債権回収対策として、納期限までに納付しない債務者に対して督促状や電話により返還を促し、必要に応じて戸別訪問することにより当該債権に関し3年以上返還に応じない債務者はありません。

ご意見を踏まえ今後も無理のない範囲内でできるだけ1回の返還額を増やしてもらうなど回収コストの削減を図りながら債務者に対し返還を完了していただくよう取り組んでいきます。

また、3年以上返還に応じない債務者が出てきた場合は、要綱に基づき法的措置についても検討していきます。

○人権教育課  
(進学奨励事業費)

イ 債権放棄の検討について【意見】

滞納されている奨学金に対する債権のうち、最も古いものは平成15年度のものであり、貸付開始から30年近くが経過しており、連絡先が不明な債権も含まれており、令和5年度末時点の未収金残高は、51,321,273円(783人)である。回収可能性が低い債権を管理する人件費等の回収コストの発生も想定されることから、できる限り回収を試みた上で、回収が不能と考えられる債権については、一定の基準を設けて、債権放棄を検討することが望まれる。

長期未収債権については、「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、時効満了日に留意しながら順次法的手続きを進めているところであり、令和7年度は6件、2,608,200円の債権について支払督促を行いました。

今後、回収不能債権に該当する債権で、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第14条の要件を満たしている債権があれば、財政課と協議のうえ適切に放棄を進めていきます。

○教育財務課  
(高等学校等進学支援事業費)

ウ 債権回収方法の多様化について【意見】

県では令和8年9月までに、国から重点的に要請のあった「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金」の収納について、二次元コードを活用した新たな公金収納方法の導入が検討されている。奨学金の返済について、現在選択可能な支払方法は、口座振替と払込票による支払い(コンビニ払い・銀行払い)の2種類あるが、収納率向上を目的として、二次元コード決済やクレジットカード払いなど、支払い方法の多様化を検討されたい。

奨学金の返還方法としては、現状でも、PayB又はモバイルレジによるバーコード決済が可能であり、金融機関窓口やコンビニエンスストアの店頭に出向かなくてもお支払いいただくことが可能となっていますが、返還者の利便性向上のため、引き続き支払方法の多様化について検討していきます。

○教育財務課  
(高等学校等進学支援事業費)

(6) システム管理

ア 安全なログインパスワードの設定及び定期的な変更について【指摘】

教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める「パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないものとなっていたため、形式的な桁数の要件を満たすだけでなく、その文字列の組み合わせは無作為にするなど想像しにくい組み合わせとすべきである。

また、ネットワーク及び PC へのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める 1 年に 1 度の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。なお、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が 2023 年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報安全対策基準の見直しを行うこととしている。

教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、システムへのユーザー登録の際に管理者側で設定する初期パスワードが三重県情報セキュリティポリシーに規定する基準を満たさないものとなっていたとの指摘があったことを受け、令和 6 年 8 月 9 日付けでユーザー全員に三重県情報セキュリティポリシーに沿ったパスワードに変更・管理を行うよう通知しました。新たにユーザー登録を行う際には、規定に沿った初期パスワードを付与するとともに、各ユーザーにおいても適切に取り扱うよう求めています。

また、ネットワーク及び PC へのログインパスワードの扱いについては、「三重県電子情報安全対策基準」に定めたルールに従って適切に運用を行っていきます。

○教育総務課  
(学校情報ネットワーク事業費)  
○教職員課 (教職員人事管理システム運営費)  
○松阪あゆみ特別支援学校

イ EDR のログの分析について【意見】

サーバーやパソコンの不審な挙動を検知し、迅速かつ適切な対応を取ることができるよう EDR (Endpoint Detection and Response) が導入されているが、蓄積されたログの分析は行われていない。

導入された EDR では不正アクセスの検出及びその対応まで実施できているが、さらなる対応として、攻撃や不正な侵入の試みの頻度等、ログの分析等も行い、セキュリティ対策に万全を期す方策を探ることが望まれる。

セキュリティ対策については、EDR による不正アクセスの検出及び対応に加え、さらなる対応として、ログの分析等、より有効な方策の導入に向け、事業者への聞き取りや調査等を行っていきます。

○教育総務課  
(学校情報ネットワーク事業費)

(7) 固定資産管理

ア 水産高校における消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて【指摘】

水産高校の消防用設備点検で発見された不良箇所については、生徒の安全確保の観点から、速やかに対応すべきである。

消防用設備点検において、早急に改善が必要と判断された箇所については、必要な予算を確保し、令和 7 年 1 月 31 日付けで予算令達に基づき入札公告手続きを行い、令和 7 年 2 月 14 日に契約、同年 3 月 3 日に修繕工事が完了しました。

○水産高等学校

### イ 特別支援学校の空調、総合教育センター施設、特別支援学校スクールバス、水産高校施設、学校給食調理器具の更新について【意見】

特別支援学校の空調設備には、前もって更新の必要性を認識していれば、8月の夏季休暇期間に工事が可能であり、生徒にも影響が少ない時期に実施できたとともに、随意契約ではなく一般競争入札などで、より安価な契約締結ができた可能性もあるため、今後は、耐用年数を超えた設備については保守や点検を実施し、更新や修繕の必要性を検討することが望まれる。

総合教育センター施設の老朽化、水産高校の水回りの漏水を含む老朽化への速やかな対応が望まれる。

特別支援学校スクールバスについては、今後も更新を進めるとともに、法定点検だけでなく、引き続き1日1回の運行の開始前の点検を十分に行い、生徒の安全性の確保に努めることが望ましい。

学校給食の調理器具等の更新については、現場担当者の判断に任せるのではなく、例えば、会計システムから耐用年数を超過している備品の一覧を出力し、当該備品に関する状態について確認や、注意喚起を実施するなど、異物混入が起こらないようリスク管理を強化するためにも県からも積極的に備品更新を促す取組を実施することが望まれる。

各県立学校における空調設備については、機器更新や保守点検の必要時期等を十分に把握し、適切な管理を行い、急な設備更新が発生しないよう計画的に設備更新できるように努めました。

総合教育センター施設の老朽化については、優先順位をつけて速やかに対応します。

水産高等学校の水回りの漏水を含む老朽化については、令和6年度に体育館南側天井を改修し、令和7年度に武道場渡り廊下を改修、1号棟渡廊下と実習棟の2階廊下天井の雨漏り修繕を実施しました。学校内で優先度を検討し、必要な予算を確保したうえで改修工事を行うなど、適切な施設管理に今後も努めていきます。

特別支援学校スクールバスについては、令和7年度は3台更新を行いました。令和8年度においても3台更新予定です。今後も更新を進めるとともに、法定点検とあわせ、運行開始前の点検を十分に行い、児童生徒の安全性の確保に努めます。

学校給食の備品については、財務会計システムの情報により、購入後の経過年数やメンテナンスの状況を把握し、更新計画を作成しました。それを基に、耐用年数を大幅に超過したものについて備品更新を促す等、異物混入の未然防止に取り組みました。

○学校経理・施設課（特別支援学校施設建築費）

○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）

○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス整備事業費）

○保健体育課（県立学校給食の衛生・品質管理事業費）

○水産高等学校

### ウ 現物の無い資産について【指摘】

物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新する必要がある。

- ・返品又は廃棄した備品にも関わらず、一覧から削除されていないもの

毎年度実施している備品チェックにおいて、複数職員による確認など、厳格に確認を行うよう校内で周知徹底し、適正な管理に今後も努めていきます。なお、返品又は廃棄した備品については、備品台帳から削除しました。

○水産高等学校

<p><b>エ 物品管理状況一覧表の更新について【意見】</b></p> <p>物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所を変更した際に登録を変更していないもの</li> <li>・物品管理状況一覧表の保管場所と実際の保管場所が異なるもの</li> <li>・5万円未満のため消耗品に該当するが、備品として登録されているもの</li> <li>・利用見込みが不明なもの</li> </ul>	<p>各学校において、適切かつ効率的な備品管理に今後も努めていきます。久居高等学校において、消耗品相当の物品を備品登録する際には効率的な管理となるよう、その必要性を見極めて慎重に判断していきます。なお、5万円未満の消耗品については、所属の長が必要と認める場合は備品として登録可能であるため、特定財源を充当したものは今後も管理が必要な備品として管理していきます。また、利用見込みが不明なものについては、先ず整理整頓を進め、そのうえで校内で不要と判断したものについては廃棄・再利用も含め適切に対応しました。</p> <p>水産高等学校において、毎年度実施している備品チェックにおいて、複数職員による確認など、厳格に確認を行うよう職員会議などで定期的に校内で周知徹底し、適正な管理に今後も努めていきます。</p> <p>松阪あゆみ特別支援学校において、指摘を受けた備品について、財務会計システムの保管場所名称を設定し、修正しました。校内で「備品移動報告」の様式を定め、教員が教育活動において使用する備品等の保管場所を変更した場合は事務室へ報告するように周知し、備品の保管状況の把握に努め、物品管理状況一覧表を実態に合わせて更新しています。</p>	<p>○久居高等学校 ○水産高等学校 ○松阪あゆみ特別支援学校</p>
<p><b>オ 固定資産ラベルの貼付方法について【指摘】</b></p> <p>借上物品やプロジェクターに管理ラベルが貼付されず、別途保管している状況であった。借上物品については、例えば、ラベルの素材をはがしやすいものに変えることや、備品の近くの壁や床にラベルを貼ること、または、物品管理状況一覧表のシステムより出力した借上物品の一覧表を各ロケーション単位で保管するべきである。また、プロジェクターについては、スイッチボックスに貼付するなど、資産管理責任を果たすためにも管理ラベルの貼り付けを徹底すべきである。</p>	<p>借上物品については、物品標示票の素材をはがしやすいものに変え、それを貼付することを、引き続き出納局に検討を依頼していきます。</p> <p>松阪あゆみ特別支援学校において、備品を購入した際は、担当事務職員が物品標示票を貼ることを徹底するとともに、貼ったことを別の事務職員が確認することとしました。また、年に1度実施している一斉備品確認の際には、物品標示票が貼付されているかどうかの確認をもれなく行うよう、点検者に周知徹底しています。</p>	<p>○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費） ○松阪あゆみ特別支援学校</p>

カ 備品の实地棚卸について【意見】		
総合教育センターの物品管理状況一覧表に記載されている資産が実在することを確認することは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、实地棚卸に関するルールを定め、適切に運用していくことが望まれる。	实地棚卸に関するルールを定め運用していくことを検討します。また、職員が確認し易い手法を定め物品管理を適切に行っていきます。	○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）
(8) 資金管理		
ア 資金前渡に関する金銭受領書について【意見】		
松阪あゆみ特別支援学校では、修学旅行における緊急時のタクシー代等の資金の前渡しをしているが、金銭受領書等の資金の受け渡しが適切に行われたことを証明することのできる書類の作成が行われていなかった。 一般的に、資金の受け渡しは、受渡し側と受取り側の認識齟齬が生じると大きな問題につながりやすく、慎重に行う必要がある。受渡し側と受取り側の双方を保護するためにも、金額、日付、現金受渡者、現金受取者等を記載した金銭受領書を作成することが望まれる。	指摘を受け、資金前渡が必要な場合に教員から事務室に提出している「現金支払依頼書」に受領確認欄を追加し、現金授受の記録を取っています。	○松阪あゆみ特別支援学校
5 学校諸費等の取り扱い		
(1) 生徒会費決算期間の未設定について【指摘】		
令和元年度から令和5年度までの生徒会決算書を確認したところ、会計監査報告日付が3月中の日付となっており、日付も年度によって異なっていた。 保護者負担の軽減のために効率的な執行を検討する際、決算数値の年度比較により、現状分析を行うことが考えられるが、会計期間が定められておらず、年度によって会計期間が異なる場合、年度間の比較可能性を失い、適切な現状分析による効率的な執行を行うことが難しくなる。また、生徒等及び保護者への説明責任を果たすために、定められた会計期間の収入及び費用を正確に計上する必要があるが、会計期間が定められていないと、信頼性のある決算報告を行うことが難しくなる。 そこで、例えば、会計期間を3月20日から3月19日までとするなど、「生徒会会則」にて実務に応じた会計期間を定め、信頼性のある生徒会決算書の作成が必要である。	生徒会会則において、会計期間を毎年3月16日から翌年3月15日と改定しました。適正な会計処理に今後も努めていきます。	○水産高等学校

<b>(2) 日付が空欄の領収書及び過年度領収書の添付について【指摘】</b>		
<p>令和5年度の支出調書に日付が空欄のままの領収書や、過年度の領収書が添付されていた。</p> <p>学校諸費に関する事務手続を適切に実施するため、領収書受領時に、形式に不備がないか確認する必要がある。</p> <p>また、原則、支出した年度の費用として処理する必要があり、やむを得ず過年度分の支出が必要な場合は、通常の処理とは別に、例えば、生徒総会での承認を得るなどの対応を行う必要がある。</p>	<p>久居高等学校において、学校諸費等に関する事務手続において、保護者に疑問を持たれることがないよう、領収書受領時に日付を記入するなど形式上も不備がないか適切に確認を行っていきます。</p> <p>水産高等学校において、支出関係書類チェック表を導入し、「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づき、適正な会計処理に今後も努めていきます。</p>	<p>○久居高等学校</p> <p>○水産高等学校</p>
<b>(3) 生徒会費で購入した備品の管理について【指摘】</b>		
<p>備品は、管理台帳や備品シールの貼付により、所在や管理者を明確にしておかないと、備品の紛失や盗難のリスクが高まる。また、教職員の交代時に備品の情報が引き継がれないことにより、購入した備品が活用されなかったり、二重で購入したりするリスクがある。このような状況では、効率的かつ適切な生徒会費の執行が行われているとは言えない。</p> <p>そのため、生徒会費で購入した備品についても、県有の備品同様、管理台帳や備品シールの貼付による管理を行うべきである。</p>	<p>三重県会計規則に基づく備品管理に準じ、生徒会備品台帳を作成し、台帳に登録することで、適正な備品管理に今後も努めていきます。</p>	<p>○水産高等学校</p>
<b>(4) 私費会計処理の効率化について【意見】</b>		
<p>学年単位で購入した際、購入を担当した教員は、支出目的と金額を記載した用紙を作成して各学級に配り、各学級会計では、それを支出時の証憑のように支出調書にのり付けしていた。</p> <p>効率性の観点から、学年単位で購入した際の学級の負担額については、エクセルで一元管理したものを共有フォルダで管理し、各学級会計を担当する教員はそのファイルを見に行くなどの方法とするなどの改善が望ましい。</p>	<p>令和7年度より、一部の学年で会計区分を減らしたことにより担当教員の負担軽減に繋がりました。エクセルでの一元管理、情報の共有化については、一定のシステム構築、ルール設定などにより今後もさらなる効率化を検討していきます。</p>	<p>○松阪あゆみ特別支援学校</p>

(5) 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて【指摘】

令和5年度の給食会計の「自己点検表」を確認したところ、校内検査を行った者2名のどちらにも、氏名の記載が無かった。担当者に確認したところ、給食会計に対する校内検査は実施されており、単なる記入漏れであるとのことであった。

教育委員会事務局の検査を受ける際、「自己点検表」を総括した「学校諸費等検査結果表」を作成し、教育委員会事務局学校経理・施設課長に提出する必要がある。そのため、「自己点検表」は、「学校諸費等検査結果表」の根拠資料となる。

そのため、「学校諸費等に関する取扱い要領」に第11条第1項に従い、収支計算書に関する校内検査が適切に行われたことの記録を残すため、点検結果の記載状況の不備について確認する体制を構築すべきである。

「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査結果を学校経理・施設課に報告する際の決裁ルートに事務職員を加えることで、点検結果の記載状況について、さらに確認できる体制を整えました。

○松阪あゆみ特別支援学校

(6) 学校諸費等自己点検表への項目の追加について【意見】

各県立学校では要領第10条第1項に基づく会計自己点検を毎年実施しているものの、「校長が学校諸費に指定しない部活動費」の必須実施事項の実施有無については「学校諸費等自己点検表」の項目にないため、点検項目として追加することが望ましい。

なお、(2)に記載した、領収書の不備についても、点検項目として追加することが望まれる。

令和7年度の「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査における「学校諸費等検査結果表」には、部活動費に関するチェック項目及び会計書類等の内容に不備がないかの確認項目を追加しました。

○学校経理・施設課（高等学校運営費

## 14 三重県総合教育会議の開催状況について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した、知事と教育委員会で構成する三重県総合教育会議を次のとおり開催しました。

この会議は、知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むことを目的とするものです。



### 1 令和7年度第2回三重県総合教育会議（令和8年3月2日開催）

#### (1) 出席者

知事	一見 勝之	
教育長	福永 和伸	
教育委員	大森 達也	中京大学総合政策学部 教授
教育委員	富樫 健二	三重大学 副学長
教育委員	安田 悦子	三重県PTA連合会 アドバイザー
有識者	白山 雄一郎	ビオス法律事務所 弁護士
有識者	八並 光俊	東京理科大学 教授
有識者	和久田 学	公益社団法人 子どもの発達科学研究所 所長
有識者	渡邊 賢二（進行）	皇學館大学教育学部 学部長

#### (2) 議題 いじめ対策について

#### (3) 概要

いじめ対策を一層推進するため、学校問題ADR（※1）の導入及びいじめ対策専門チーム（仮称）（※2）の設置に関して協議し、出席者から取組に対する期待の声や留意点等の意見がありました。

※1 学校問題ADR：県立学校におけるいじめ等の事案で発生した学校と保護者等との紛争に対し、裁判手続によらず、当事者間の合意形成による解決を図るため、弁護士等の専門人材で構成される学校問題ADR委員会の委員によって解決を図る制度。

※2 いじめ対策専門チーム（仮称）：心理の専門人材と学校管理職経験者で構成され、公立学校におけるいじめ等に関する児童生徒や保護者からの相談対応、学校や市町等教育委員会への助言等を行う。

(4) 主な意見

項目	意見内容
学校問題ADRの導入に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が学校問題ADRに過剰に依存しないよう、適切に運用し、学校の負担軽減に活用したい。(福永教育長)</li> <li>・ 中立的な専門家が関与することで、紛争の深刻化防止や教職員の負担軽減、訴訟リスクの抑制につながる。(富樫委員)</li> <li>・ 保護者にとって心強い存在になり、学校との信頼関係の構築という点でも有効。学校と家庭が協力しながら、子どもの成長を見守っていくという姿勢が大切。(安田委員)</li> <li>・ 学校と児童生徒や保護者との間の紛争だけでなく、生徒間や保護者間の紛争にも本制度を活用できないか検討が必要。(白山氏)</li> <li>・ ADR委員会が事案を不受理にする場合は、説明責任が発生するため、基準を明確にすることが大事。(八並氏)</li> <li>・ 取組の効果を検証することが重要であり、成果(アウトカム)に関するデータを収集することが必要。(和久田氏)</li> </ul>
いじめ対策専門 チーム(仮称) の設置に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達に課題がある子どもがいる可能性もあるので、心理士を中心に、それぞれの子どもの将来を考えてコンサルテーションやコーディネーションをすることが大事。(大森委員)</li> <li>・ 認知した事案をシステムによりデータベース化することで、個人情報の漏えいによる二次被害も考えられるので、システムの適切な運用が大事。(富樫委員)</li> <li>・ いじめ防止対策推進法の趣旨等について、市町等教育委員会の教職員を含め、関係者の理解がより深まり、いじめ対応の底上げにつながることを期待。(白山氏)</li> <li>・ 専門家の選任にあたっては、関係する資格に加えて、生徒指導や学校教育等に関する知識を持っている人を人選することが重要。(八並氏)</li> <li>・ いじめへの対応を行う中で、事案によっては、不登校や貧困など他の問題との関連を考えていくことが必要。(和久田氏)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ対応については、教職員が民法や刑法など法律の知識を身につけることでより適切な対応が期待できる。(一見知事)</li> <li>・ いじめの未然防止に向けて、弁護士会が行ういじめ予防授業にしっかり取り組んでいきたい。(白山氏)</li> <li>・ 各学校が作成している学校いじめ防止基本方針について、子どもたちや保護者に対して確実に周知することが重要。(八並氏)</li> <li>・ SNSの問題については、教員や保護者が把握することが難しいうえに犯罪と結びつきやすく、全国的に影響するリスクもあることをふまえ、重点的な対策が必要。(和久田氏)</li> </ul>

## 2 今後の取組方向

いじめ対策を一層推進するため、学校問題ADRの導入及びいじめ対策専門チーム（仮称）の設置に向けた取組を進めます。

学校問題ADRの導入については、学校問題ADR委員会（弁護士、心理士、社会福祉士、学校管理職経験者等で構成）の教育委員会事務局への設置、運用基準の整備等に関する取組を進めます。また、いじめ対策専門チーム（仮称）については、令和9年度の設置に向け、同チームの職員（県立高校管理職経験者1名、心理の専門人材2名を想定）の報酬制度等の整理など、必要な準備を進めます。

引き続き、いじめ問題を含む教育に係る課題の解決や教育のあるべき姿の実現に向けて、知事と教育委員会が意思疎通を図り、連携して取り組んでいきます。

また、三重県教育施策大綱が令和8年度に最終年度を迎えることから、令和8年度の総合教育会議では、三重県教育施策大綱の改定の協議を行う予定です。

15 審議会等の審議状況について(令和7年11月25日～令和8年2月16日)

1 審議会等の名称	第1回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和7年12月19日
3 委員	会 長 伊藤 仁 副会長 駒田 幹彦 委 員 瀬戸 美奈子 早川 博子 水谷 久康 (出席者5名)
4 諮問事項	いじめの深刻化防止およびいじめに関わる児童生徒への支援・指導について
5 調査審議結果	諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和8年1月27日
3 委員	会 長 岡野 友彦 副会長 森 誠一 委 員 富島 義幸 他13名 (うち出席者13名)
4 諮問事項	令和7年度三重県指定文化財の指定に関する審議および答申について
5 調査審議結果	県教育委員会が諮問した三重県指定文化財の指定候補5件について、審議の結果、諮問どおり答申されました。
6 備考	次回開催予定：令和8年7月頃

1 審議会等の名称	<p>【1】三重県教育改革推進会議 県立高等学校の在り方調査研究部会</p> <p>【2】三重県教育改革推進会議</p>
2 開催年月日	<p>【1】令和7年12月24日</p> <p>【2】令和8年1月28日</p>
3 委員	<p>【1】部会長 松浦 直己 委員 井上 珠美 他8名 (うち出席者10名)</p> <p>【2】会 長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委 員 石川 正浩 他10名 (うち出席者11名)</p>
4 諮問事項	<p>【1】次期県立高等学校活性化計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について</p> <p>【2】これからの県立高等学校の活性化について</p>
5 調査審議結果	<p>【1】諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。</p> <p>【2】諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。</p>
6 備考	